

DIAMワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)

〈愛称：世界家主倶楽部〉

追加型投信／海外／不動産投信／自動けいぞく投資適用



DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
※当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

DIAMワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース) 〈愛称:世界家主倶楽部〉

追加型投信／海外／不動産投信／自動けいぞく投資適用

投資信託説明書
(交付目論見書)

2009年1月

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
※当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

次の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、次の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に日本を除く世界各国の不動産投信等を実質的な投資対象としますので、組入不動産投信等の価格の下落や、組入不動産投信等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「不動産投信等の価格変動リスク」や「流動性リスク」、「金利リスク」、「信用リスク」、「為替リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

<直接ご負担いただく費用>

◆申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

◆信託財産留保額

換金(解約)申込日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

<間接的にご負担いただく費用(信託財産から支払われる費用)>

◆信託報酬

当ファンドの純資産総額に年1.659%(税抜年1.58%)の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券等売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用
- ・信託事務の諸費用 等

(その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。)

※当ファンドに係る手数料等の合計額については、申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

■「DIAM ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)〈愛称:世界家主倶楽部〉」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成21年1月9日に関東財務局長に提出しており、平成21年1月10日にその効力が発生しております。

■「DIAM ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)〈愛称:世界家主倶楽部〉」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

この投資信託は、実質的に日本を除く世界各国の不動産投信等を主要投資対象とします。この投資信託の基準価額は、組入有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。

また、組入れた不動産投信等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

有価証券届出書第三部の内容を記載した目論見書(請求目論見書。記載項目等については61頁をご参照ください。)については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録して下さるようお願いいたします。

発行者：DIAMアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：代表取締役社長 長 浜 力 雄

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：

DIAM ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)

愛称として「世界家主倶楽部」という名称を用いる場合があります。

募集内国投資信託受益証券の金額：1兆円を上限とします。

目 次

	頁
ファンドの概要	1
ファンドの特色	3
主なリスクと留意点	6
ご投資の手引き	7
費用と税金	11
第一部 証券情報	14
第二部 ファンド情報	17
第1 ファンドの状況	17
1 ファンドの性格	17
2 投資方針	21
3 投資リスク	30
4 手数料等及び税金	33
5 運用状況	37
6 手続等の概要	49
7 管理及び運営の概要	51
第2 財務ハイライト情報	53
1 貸借対照表	53
2 損益及び剰余金計算書	54
3 注記表	55
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	60
第4 ファンドの詳細情報の項目	61
約款	62
用語説明	74

ファンドの概要

当概要は、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をまとめたものです。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の本文(14ページ以降)でご確認ください。

ファンドの名称	DIAM ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース) 【愛称:世界家主倶楽部】
商品分類	追加型投信/海外/不動産投信/自動けいぞく投資適用
ファンドのねらい	当ファンドは、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。
主な投資対象	DIAM US・リート・オープン・マザーファンド受益証券およびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じ、主に日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等に投資します。
主な投資制限	株式への投資は行いません。 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
主な基準価額変動リスク	実質的に外貨建不動産投信等など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	無期限です。(設定日:平成16年4月23日)
決算日	原則として毎月9日 ※休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は、税引後、無手数料で自動的に全額再投資されます。 ※詳しくは、後述の「ご投資の手引き」をご覧ください。

ファンドの概要

お申込期間	<p>継続申込期間：平成21年1月10日～平成22年1月8日</p> <p>※継続申込期間中は、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、オーストラリア証券取引所の休業日またはオランダ、フランス、イギリスの祝祭日に該当する日(以下、「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。</p> <p>※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p>
お申込単位	<p>各販売会社が定める単位(当初元本：1口=1円)</p> <p>「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。</p> <p>お申込みになる販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いとなります。取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。</p>
お申込価額	お申込日の翌営業日の基準価額
お申込手数料	<p>お申込価額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>※償還乗換え等の場合には、お申込手数料が優遇される場合があります。</p> <p>※詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>
途中解約	<p>原則として、いつでも各販売会社が定める単位で解約できます。</p> <p>※海外休業日には、解約のお申込みの受付を行いません。</p>
信託財産留保額	解約のお申込日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。
信託報酬	信託財産の純資産総額に対して、年率1.659%(税抜1.58%)

- *当ファンドの内容を十分にご理解のうえ、お申込みくださいますよう、お願い申し上げます。
- *当ファンドの販売会社等については、下記の照会先までお問い合わせください。

DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」または「ダイアム」といいます。)

ホームページ：URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

ファンドの特色

1 日本を除く世界各国の不動産投信等 (REIT) を主要投資対象とします。

DIAM US・リート・オープン・マザーファンドおよびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等 (REIT) に投資します。

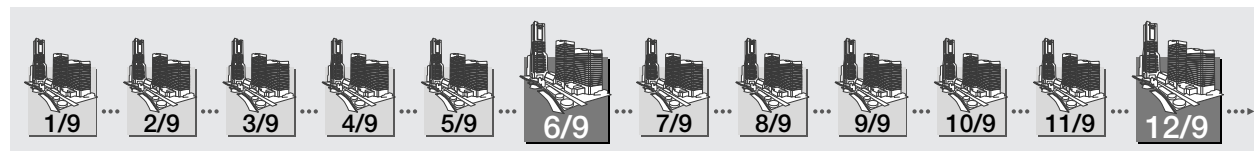
- REIT(リート)とは、Real Estate Investment Trustの略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。
なお、主に豪州市場に上場する不動産投信等については、LPT(Listed Property Trust)と呼ばれる場合があります。
- 不動産投信等 (REIT) は、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くの不動産投信等 (REIT) は、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、不動産投信等 (REIT) は、不動産の維持・管理費用や金利などを支払った後に残った収益について、不動産投信等 (REIT) に投資する投資家が、そのほとんどを配当金 (もしくは分配金) として享受する仕組みになっています。

2 不動産投信等 (REIT) への投資を通じて安定的に配当を獲得することを目標として運用します。

信託財産の着実な成長と世界各国の不動産投信等 (REIT) への投資を通じて安定的に配当を獲得することを目標とします。なお、原則として為替ヘッジは行いません。

3 毎月9日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、原則として配当等収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。

また、毎年6月、12月の決算時には、原則として配当等収益に売買益 (評価益を含みます) 等を加えた額から分配を行います。



* 分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し委託会社の判断により決定します。

* 分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。

ファンドの特色

4 運用に関する権限は、デービス・セレクトド・アドバイザーズ(米国)およびコロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメント(豪州)に委託します。

■デービス・セレクトド・アドバイザーズとは... Davis Selected Advisers, LP

- 1969年設立。創業者一族であるDavis家が出資する独立系運用会社。
- 運用受託資産は、約6兆6,517億円(約67,874百万米ドル、1米ドル=98円で換算)。そのうち、不動産関連証券投資は約1,368億円(2008年10月末現在)。
- 不動産関連証券投資では1994年からの実績。
- 運用スタイルは、個別銘柄選択による割安銘柄投資を特徴としています。

■コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメントとは... Colonial First State Asset Management (Australia) Limited

- オーストラリア・コモンウェルス銀行による100%出資の資産運用会社。英国・香港等グローバルに拠点を持っています。
- 運用受託資産は、約8兆8,486億円(約134,070百万豪ドル、1豪ドル=66円換算)と豪州では最大。そのうち、不動産関連証券投資は約2,534億円(2008年10月末現在)。
- 不動産関連証券投資では1991年からの実績。
- 運用スタイルは、マクロ分析によるトップダウンと個別銘柄調査によるボトムアップ運用の融合を特徴としています。

ファンドの特色

<マザーファンドの概要>

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド	
	主要投資対象
	米国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等の投資信託証券
	投資態度
	<ul style="list-style-type: none">・米国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。・運用指図に関する権限は、デビス・セレクトド・アドバイザーズに委託します。・不動産投信等への投資は、原則として高位を維持することを目指します。・外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド	
	主要投資対象
	米国および日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等の投資信託証券
	投資態度
	<ul style="list-style-type: none">・米国および日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。・運用指図に関する権限は、コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメントに委託します。・不動産投信等への投資は、原則として高位を維持することを目指します。・外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の本文(14ページ以降)でご確認ください。

主なリスクと留意点

基準価額の主な変動要因

●不動産投信等の価格変動リスク

一般に不動産投信等が投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動し、不動産投信等の価格および分配金はその影響を受けることになり、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

不動産投信等は、実物資産である建物等を投資対象にしているため、火災、自然災害等に伴う損害を受けた場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

不動産投信等が投資対象とする建物の用途規制等、不動産等に係る規制の強化や新たな規制がかかることにより、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性があります、その結果、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

●流動性リスク

不動産投信等は、市場規模や取引量が少ない場合には、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。また、金融商品取引所等が定める基準に抵触し、上場廃止等になった場合は、売買取引が困難になる可能性があります。

●金利リスク

金利リスクとは、金利の変動を受けて不動産投信等 (REIT) の価格が変動するリスクをいいます。

一般的に金利が上昇した場合には、不動産投信等 (REIT) の価格は下落します。

当ファンドは実質的に不動産投信等 (REIT) に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。これにより投資元本を割り込むことがあります。

●信用リスク

不動産投信等が、投資対象とする不動産の収益性悪化または資金繰りの悪化等により、清算される場合等には、投資した資金が回収困難になる可能性等があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該不動産投信等の価格が下落する可能性があります。

●為替リスク

当ファンドは外貨建の不動産投信等を投資対象としますので、外国為替相場が対円で下落 (円高) した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

その他の留意点

●当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

●委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

※詳しくは、後述の投資信託説明書 (交付目論見書) 本文 (14ページ以降) をご覧ください。

ご投資の手引き

買付けの申込みはどうしたらよいでしょうか？

<p>お申込みの方法</p>	<p>原則としていつでも買付けをお申込みいただけます。 お申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとします。ただし、お申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、オーストラリア証券取引所の休業日またはオランダ、フランス、イギリスの祝祭日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付は行いません。</p> <p>※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等（投資信託説明書（交付目論見書）本文の「第一部 証券情報（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。</p>
<p>お申込価額</p>	<p>お申込日の翌営業日の基準価額とします。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。</p>
<p>お申込単位</p>	<p>各販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円） ※「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。 ※お申込みになる販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いとなります。取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。</p>
<p>お申込手数料</p>	<p>お申込価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。 ※償還乗換え等の場合には、お申込手数料が優遇される場合があります。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>

ご投資の手引き

収益分配は行いますか？

<p>決算日</p>	<p>毎月9日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として、以下の分配方針に基づき分配を行います。</p>
<p>分配方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○分配対象額の範囲 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。 ○分配対象額についての分配方針 分配金額は、分配対象額の範囲のうち、原則として配当等収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。また、毎年6月および12月の決算時には、原則として配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行います。分配金額につきましては、基準価額水準および市況動向等を勘案して、委託会社の判断により決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。 ○留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
<p>支払方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「分配金受取コース」 決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ○「分配金自動けいぞく投資コース」 税引後、自動的に無手数料で全額再投資されます。 <p>※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。</p> <p>なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。</p>

ご投資の手引き

解約はできますか？

解約の方法	<p>原則としていつでも各販売会社が定める単位でご解約できます。ただし、海外休業日には、解約のお申込みの受付を行いません。解約される場合は、買付のお申込みをされた販売会社へお申し出ください。</p> <p>解約のお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合には、午前11時)までとします。</p> <p>※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。</p>
解約価額	解約のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。
信託財産留保額	解約のお申込日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。
支払開始日	解約代金は、原則として解約のお申込日から起算して5営業日目からお支払いします。

ご投資の手引き

信託期間はいつまでですか？

信託期間	平成16年4月23日から原則として無期限です。 (ただし、受益権の口数が10億口を下回る事となった場合等には信託を終了することがあります。)
------	---

運用経過を知ることはできますか？

運用報告書	毎年6月9日、12月9日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、交付します。 また、委託会社のホームページにおいても開示します。 (ホームページ: URL http://www.diam.co.jp/)
基準価額	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称: DIAM 、当ファンドの略称: 世界家主)

費用と税金

●受益者の皆さまに直接ご負担いただく費用および税金（個人受益者の場合）

時期	項目	費用・税金
お買付時	申込手数料	お申込価額 × 3.15% (税抜3.0%) を上限として各販売会社が定める率 ※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。
収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対して20% ただし、平成22年12月31日までは、一定の条件内で10%の軽減税率が適用されます。
ご解約時	信託財産留保額	解約のお申込日の翌営業日の基準価額 × 0.3%
	所得税・地方税	解約時の差益（譲渡益）に対して20% ただし、平成22年12月31日までは、一定の条件内で10%の軽減税率が適用されます。
償還時	所得税・地方税	償還時の差益（譲渡益）に対して20% ただし、平成22年12月31日までは、一定の条件内で10%の軽減税率が適用されます。

※上記は個人受益者の場合の税率です。法人受益者の場合の税率に関しては、投資信託説明書（交付目論見書）本文の『第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金』をご参照ください。

◆上記以外の場合の課税の取扱いにつきましては、投資信託説明書（交付目論見書）本文（14ページ以降）でご確認ください。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

●受益者の皆さまに間接的にご負担いただく費用（信託財産から支払われる費用）

<信託報酬>

時期	項目	費用		
毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して 年率1.659% (税抜1.58%)	
		配分	委託会社	年率0.945% (税抜0.90%) ~ 1.05% (税抜1.00%)
			販売会社	年率0.525% (税抜0.50%) ~ 0.63% (税抜0.60%)
			受託会社	年率0.084% (税抜0.08%)

費用と税金

※委託会社および販売会社の信託報酬の配分については、各販売会社を基準とし、各販売会社の取扱いにかかる受益権口数の純資産額に応じて、以下の率を適用するものとします。

各販売会社の純資産額	委託会社	販売会社
100億円以下の部分	年率1.05% (税抜1.00%)	年率0.525% (税抜0.50%)
100億円超300億円以下の部分	年率0.9975% (税抜0.95%)	年率0.5775% (税抜0.55%)
300億円超の部分	年率0.945% (税抜0.90%)	年率0.63% (税抜0.60%)

※信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※委託会社の信託報酬には、各マザーファンドの投資顧問会社への報酬も含まれます。各投資顧問会社への報酬は以下の率を乗じて得た額とします。

- ・DIAM US・リート・オープン・マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンド受益証券の時価総額に対して年率0.40%~0.50%とします。
- ・DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンド受益証券の時価総額に対して、年率0.50%とします。

◆税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

<その他の費用>

- ◆信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
 - ◆信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
 - ◆有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
 - ◆マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。
 - ◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。
- ※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

費用と税金

●個別元本について

追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

収益分配金に特別分配金（『○収益分配金の課税について』をご参照ください。）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

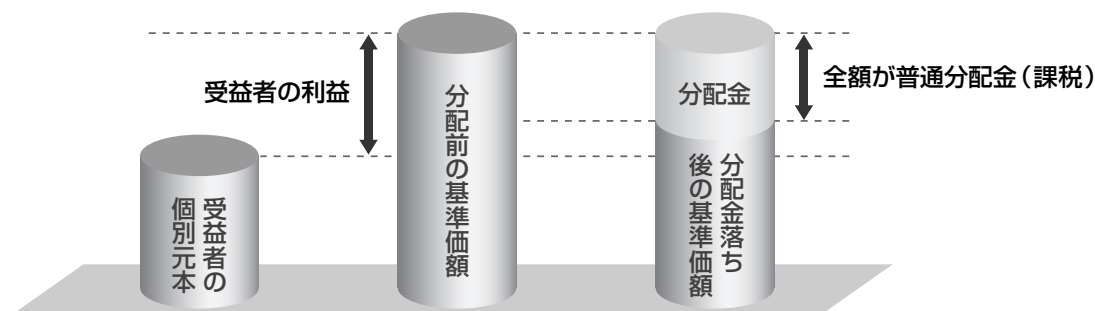
●収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

<普通分配金のみの場合>

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

<普通分配金のみの場合>のイメージ図

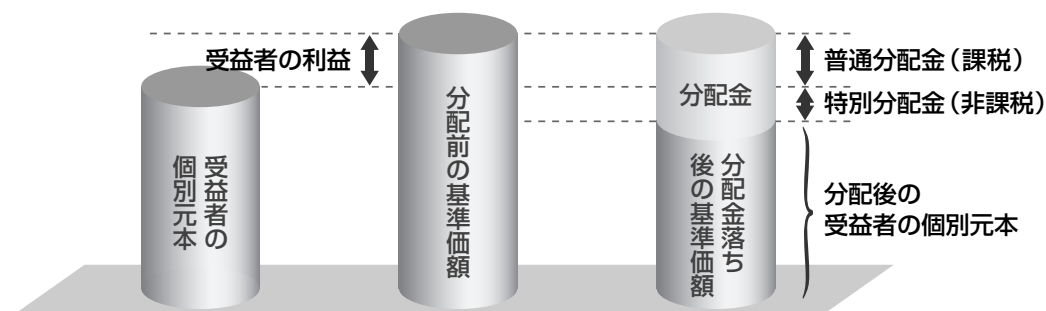


<普通分配金と特別分配金のある場合>

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<普通分配金と特別分配金のある場合>のイメージ図



※上図はあくまでイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

D I A M ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）
ただし、愛称として「世界家主倶楽部」という名称を用いる場合があります。
（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）
格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」または「D I A M」（ダイヤモンド）といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

(5)【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。当初元本は1口当たり1円です。

(7)【申込期間】

継続申込期間：平成21年1月10日から平成22年1月8日まで

ただし、お申込みの取扱いは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、オーストラリア証券取引所の休業日またはオランダ、フランス、イギリスの祝祭日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付は行いません。なお、世界各国の規制等の変更や市場の拡大または縮小等の事情により、投資可能国または地域が増加あるいは減少した場合には、海外休業日の対象日に変更となる場合があります。

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

(9)【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社所定の方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

・株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）を行うことができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日には、お申込みの受付を行いません。なお、世界各国の規制等の変更や市場の拡大または縮小等の事情により、投資可能国または地域が増加あるいは減少した場合には、海外休業日の対象日が変更となる場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

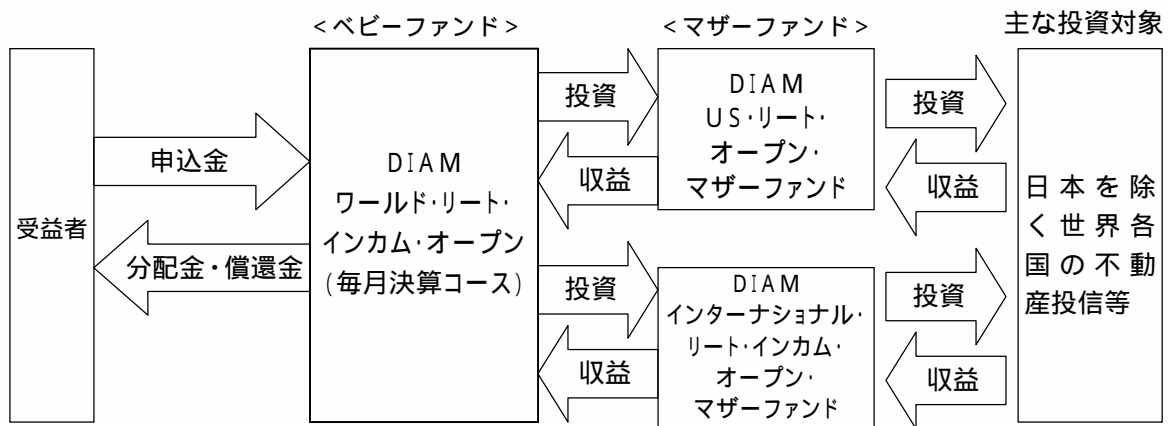
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主としてDIAM US・リート・オープン・マザーファンド受益証券およびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じ、主に不動産投信等(REIT)に投資し、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

当ファンドは、契約型の追加型証券投資信託に属し、原則としていつでも買付け、解約のお申込みができます。ただし、海外休業日には、買付け、解約のお申込みの受付を行いません。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド(「DIAM US・リート・オープン・マザーファンド」および「DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド」)の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドは、委託会社との投資一任契約に基づき、DIAM US・リート・オープン・マザーファンドについてはデビス・セレクトド・アドバイザーズが、DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドについてはコロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメントが、それぞれ信託財産の運用指図等を行います。



当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「海外」とは目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「不動産投信」とは目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（不動産投信）」とは目論見書または投資信託約款において、マザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注)商品分類表の投資対象資産は不動産投信に、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（不動産投信））に分類されます。

決算頻度

「年 12 回（毎月）」とは目論見書または投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「グローバル（日本を除く）」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

前記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人は次の通りです。

委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。また、販売会社として、募集等の業務を行います。

受託会社：みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社

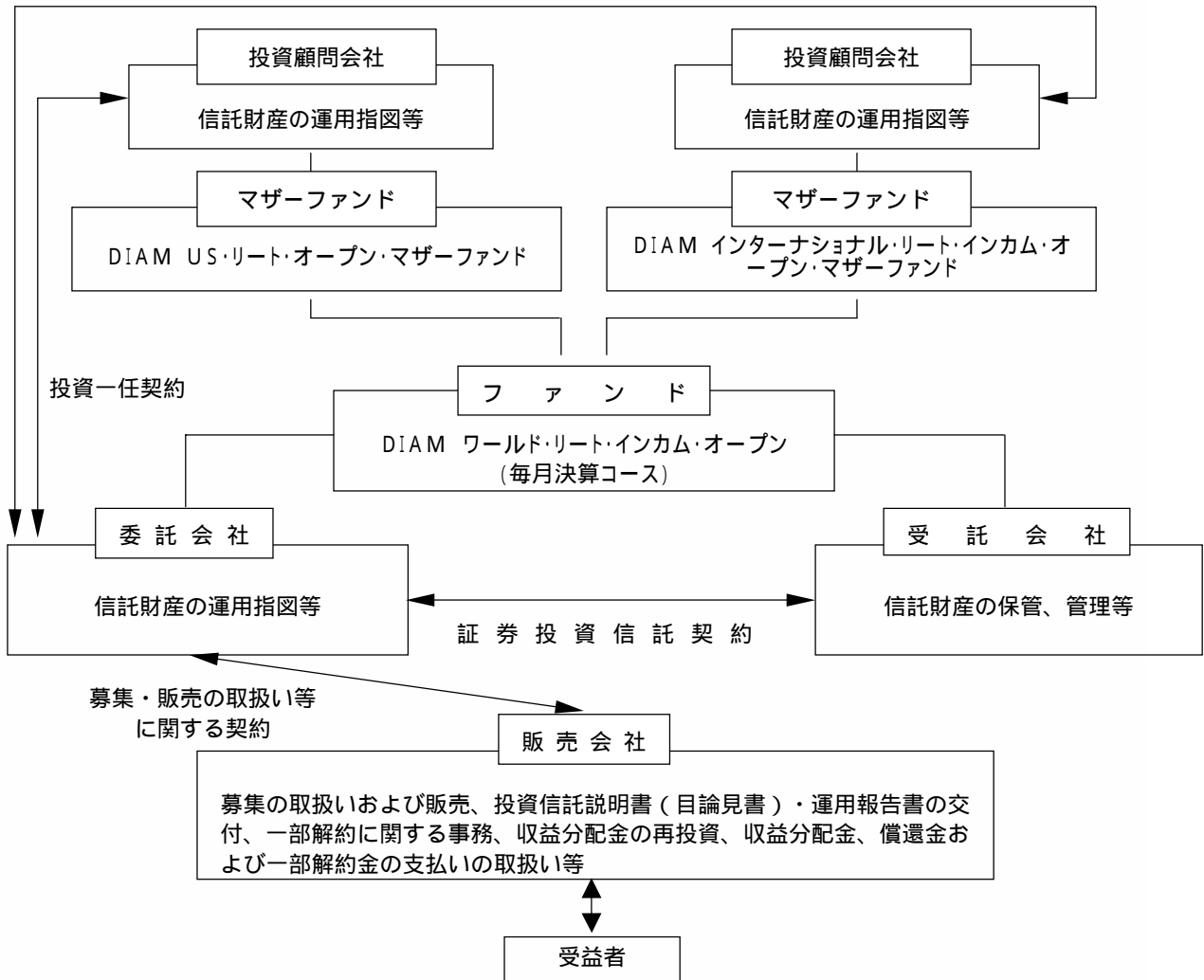
当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

投資顧問会社：デビス・セレクトド・アドバイザーズ

コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメント

委託会社との投資一任契約に基づき、デビス・セレクトド・アドバイザーズは、DIAM US・リート・オープン・マザーファンドの信託財産の運用指図等を、コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメントは、DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの信託財産の運用指図等を行います。

ファンドの関係法人



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資一任契約」の概要

委託会社と投資顧問会社との間においては、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託する契約を締結

しております。

当該契約の内容は、運用指図の権限委任、投資一任契約に基づく業務の内容、運用の責任等について規定したものであります。

委託会社の概況

資本金の額

20億円（平成20年10月31日現在）

委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成20年10月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<ファンドの特色>

1. 日本を除く世界各国の不動産投信等（REIT）を主要投資対象とします。

DIAM US・リート・オープン・マザーファンドおよびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等（REIT）に投資します。

不動産投信等（REIT）とは

不動産投信等（REIT）とは、社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託および不動産投資法人をいいます。（以下同じ。）

REIT（リート）とは、Real Estate Investment Trust の略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。なお、主に豪州市場に上場する不動産投信等については、LPT（Listed Property Trust）と呼ばれる場合があります。

不動産投信等（REIT）は、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くの不動産投信等（REIT）は、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、不動産投信等（REIT）は、不動産の維持・管理費用や金利などを支払った後に残った収益について、そのほとんどを不動産投信等（REIT）に投資する投資家が、配当金（もしくは分配金）として享受する仕組みになっています。

2. 不動産投信等（REIT）への投資を通じて安定的に配当を獲得することを目標として運用します。信託財産の着実な成長と世界各国の不動産投信等（REIT）への投資を通じて安定的に配当を獲得することを目標とします。なお、原則として為替ヘッジは行いません。
3. 毎月9日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、原則として配当等収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。
また、毎年6月、12月の決算時には、原則として配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行います。
分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し委託会社の判断により決定します。
分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。
4. 運用に関する権限は、デービス・セレクトド・アドバイザーズ（米国）およびコロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメント（豪州）に委託します。

デービス・セレクトド・アドバイザーズ（米国）とは・・・

Davis Selected Advisers, LP

- ・1969年設立。創業者一族であるDavis家が91%を出資する独立系運用会社。
- ・運用受託資産は、約6兆6,517億円（約67,874百万米ドル、1米ドル=98円で換算）。そのうち、不動産関連証券投資は約1,368億円（2008年10月末現在）。
- ・不動産関連証券投資では1994年からの実績。
- ・運用スタイルは、個別銘柄選択による割安銘柄投資を特徴としています。

コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメント（豪州）とは・・・

Colonial First State Asset Management (Australia) Limited

- ・オーストラリア・コモンウェルス銀行による100%出資の資産運用会社。英国・香港等グローバルに拠点を持っています。
- ・運用受託資産は、約8兆8,486億円（約134,070百万豪ドル、1豪ドル=66円換算）と豪州では最大。そのうち、不動産関連証券投資は約2,534億円（2008年10月末現在）。
- ・不動産関連証券投資では1991年からの実績。
- ・運用スタイルは、マクロ分析によるトップダウンと個別銘柄選択によるボトムアップ運用の融合を特徴としています。

<投資態度>

1. DIAM US・リート・オープン・マザーファンド受益証券およびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。
2. 実質組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。
3. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。各マザーファンド受益証券への投資割合は、世界各国のリート市場の市場規模等を参考として決定します。また、各マザーファンド受益証券の運用状況などを勘案し、投資割合は変更する場合があります。
4. ただし、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。)とします。

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。)

ニ．金銭を信託する信託の受益権

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたD I A M U S・リート・オープン・マザーファンドおよびD I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの。

(3) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認める場合、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

(参考)「DIAM US・リート・オープン・マザーファンド」の投資方針

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

<主な投資対象>

米国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等(社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託および不動産投資法人をいいます。以下同じ。)の投資信託証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

米国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

運用指図に関する権限は、デビス・セレクトド・アドバイザーズに委託します。

不動産投信等への投資は、原則として高位を維持することを目指します。

外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。

ただし、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用が出来ない場合があります。

<主な投資制限>

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(参考)「DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド」の投資方針

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

<主な投資対象>

米国および日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等(社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託および不動産投資法人をいいます。以下同じ。)の投資信託証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

米国および日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

運用指図に関する権限は、コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメントに委託します。不動産投信等への投資は、原則として高位を維持することを目指します。

外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。

ただし、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用が出来ない場合があります。

<主な投資制限>

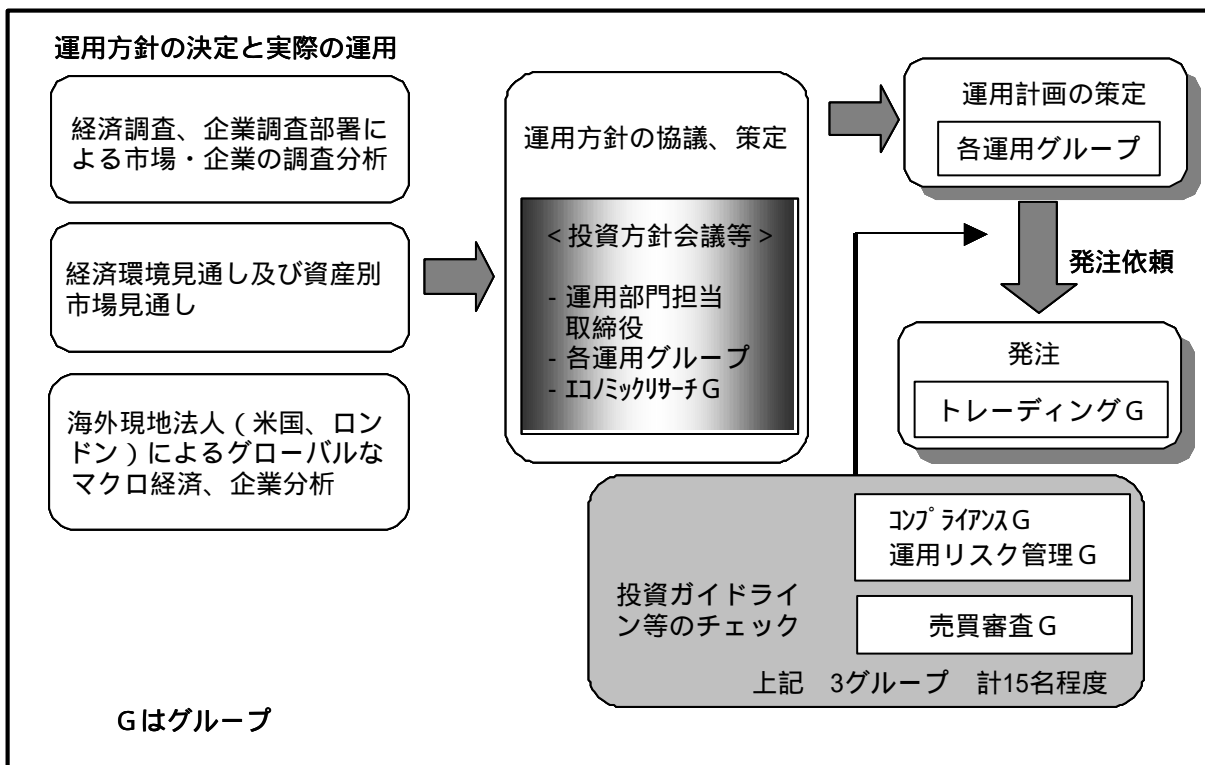
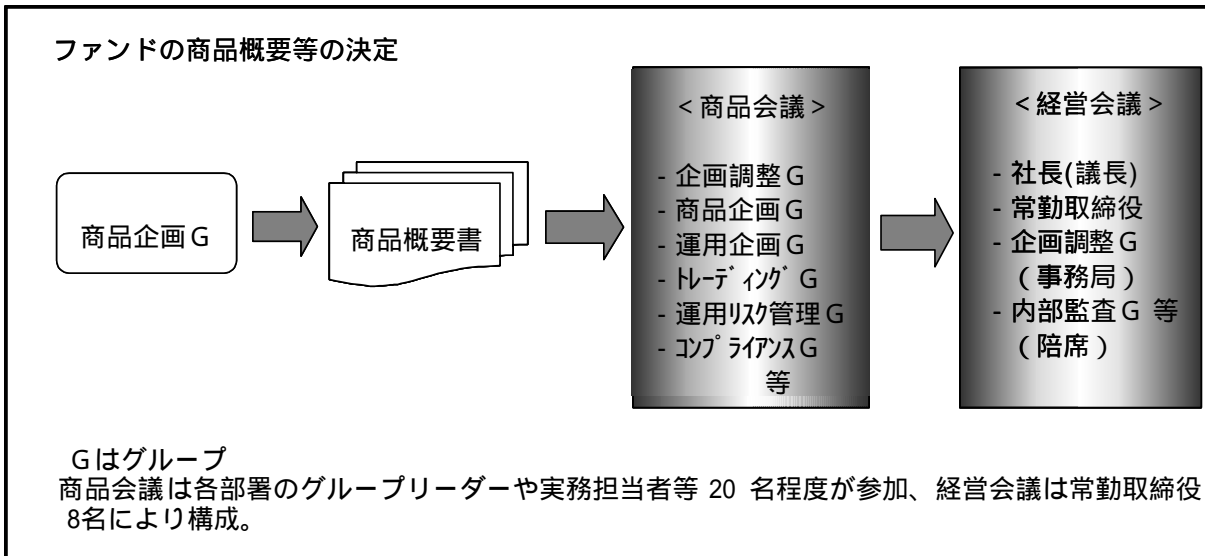
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(3) 【運用体制】



< ファンドの商品概要等の決定 >

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

< 運用方針の決定と実際の運用 >

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループでその大半が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等については売買審査グループにてチェックが行われます。

上記体制は平成 20 年 10 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

当ファンドは、主要投資対象となる D I A M U S ・リート・オープン・マザーファンドおよび D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドについて、その信託財産の運用指図に関する権限を、デビス・セレクトド・アドバイザーズならびにコロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメントに委託します。

デビス・セレクトド・アドバイザーズの運用体制は、以下のとおりです。

調査活動

不動産担当ポートフォリオマネジャーおよびアナリストにより、綿密な個別銘柄調査が行われます。経済・政治・不動産市場などのマクロ分析結果は、上記個別銘柄調査を効率的に行うことを目的として、活用されます。

ポートフォリオ構築

の分析結果に基づき、個別銘柄の選択の結果としてポートフォリオが構築されます。付加価値の源泉を個別銘柄選択に求めているため、良い経営の成長している銘柄を、内在価値より割安な価格で購入することを主眼とします。組入銘柄は、地理的、不動産タイプ別に分散させながら、30～40銘柄でポートフォリオを組成します。ポートフォリオ構築の最終決定は、不動産担当ポートフォリオマネジャーが行います。

リスク管理 / コンプライアンス・チェック

不動産投信等への投資にかかるリスク管理は、個別銘柄のリスク管理に帰結するとの認識のもと、組入銘柄の継続的な調査を運用部門にて行います。また、業種分散、銘柄集中度を月次でモニタリングします。それら一連のリスク管理は、運用部門とは独立した組織により並行して行われます。また、ガイドラインの遵守状況などコンプライアンス・チェックも、運用部門とは完全に独立した部門により、定期的に行われます。

運用評価

委託会社において、マザーファンドの運用実績を、原則として月 1 回開催される経営会議において、評価いたします。

コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメント（コロニアルグループ）の運用体制は、以下のとおりです。

調査活動

a) トップダウン・マクロ・スクリーニング

中長期的に良好な運用を行うため、経済・政治・税金・証券市場・通貨見通しに加え、不動産需給の基礎的要因や貸借レート成長率、土地価格の見積もりなどに基づき、専属ファンドマネジャーおよびアナリストが地域別に不動産物件セクターの見通しを策定します。

b) ボトムアップ調査

専属ファンドマネジャーおよびアナリストが、不動産関連証券発行会社のマネジメントとの面談、主要な不動産賃貸契約の個別契約条項や不動産入居テナント企業に対する分析に基づき、綿密な調査活動を行います。また、オーストラリア・コモンウェルス銀行の調査情報ネットワークも活用します。

ポートフォリオ構築

a)ならびにb)の分析結果に基づき、個別銘柄の選択の結果としてポートフォリオが構築されます。付加価値の源泉を個別銘柄選択に求めているため、グローバルな視点により銘柄の横比較を行い、優良な銘柄を選択することに主眼を置いています。ポートフォリオ構築に関する権限は、不動産関連証券チームの責任者に一任されています。

リスク管理 / コンプライアンス・チェック

運用部門でのモニタリングに加え、運用部門とは完全に独立した部門により、個別銘柄ベースのリスク評価、また主に社内管理システムを活用してポートフォリオのリスク管理が行われます。また、ガイドラインの遵守状況などコンプライアンス・チェックも、運用部門とは完全に独立した部門により、システマティックに行われます。

運用評価

委託会社において、マザーファンドの運用実績を、原則として月1回開催される経営会議において、評価いたします。

運用体制は、平成20年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎月9日、休業日の場合は翌営業日。）に下記に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、分配対象額の範囲のうち、原則として配当等収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。また、毎年6月および12月の決算時には、原則として配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行います。分配金額につきましては、基準価額水準および市場動向等を勘案し委託会社の判断により決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配方式

(1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 3) 前記1) および2) におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

マザーファンドへの投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

株式への投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

株式への投資は行いません。

外貨建資産への実質投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等のデリバティブ取引は行いません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第18条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第19条）

委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ（約款第26条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

不動産投信等の価格変動リスク

一般に不動産投信等が投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動し、不動産投信等の価格および分配金はその影響を受けることになり、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

不動産投信等は、実物資産である建物等を投資対象にしているため、火災、自然災害等に伴う損害を受けた場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

不動産投信等が投資対象とする建物の用途規制等、不動産等に係る規制の強化や新たな規制がかかることにより、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

流動性リスク

不動産投信等は、市場規模や取引量が少ない場合には、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。また、金融商品取引所等が定める基準に抵触し、上場廃

止等になった場合は、売買取引が困難になる可能性があります。

金利リスク

金利リスクとは、金利の変動を受けて不動産投信等（REIT）の価格が変動するリスクをいいます。

一般的に金利が上昇した場合には、不動産投信等（REIT）の価格は下落します。

当ファンドは実質的に不動産投信等（REIT）に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。これにより投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

不動産投信等が、投資対象とする不動産の収益性悪化または資金繰りの悪化等により、清算される場合等には、投資した資金が回収困難になる可能性等があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該不動産投信等の価格が下落する可能性があります。

為替リスク

当ファンドは外貨建の不動産投信等を投資対象としますので、外国為替相場が対円で下落（円高）した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

<その他の留意点>

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

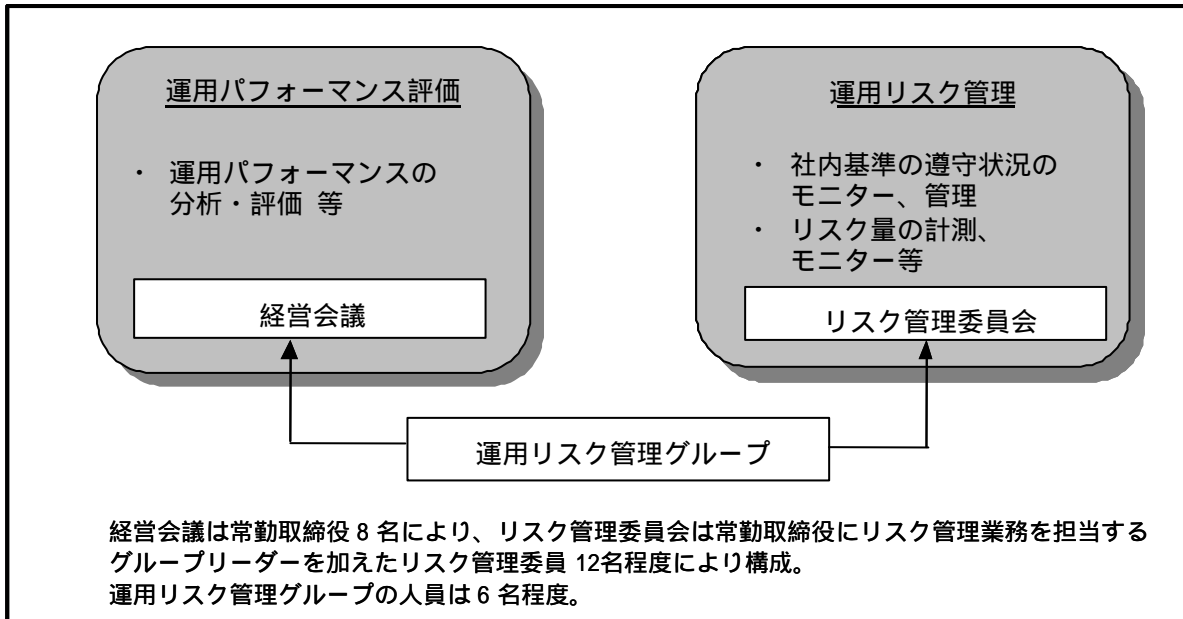
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情があるときは、当初定められた信託期間の途中で信託を終了（繰上償還）する場合があります。

注意事項

- イ．当ファンドは、実質的に不動産投信等など値動きのある有価証券（外貨建証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ロ．証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ．証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入額については、元本保証および利回りの保証のいずれもありません。
- ニ．証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

< 運用評価・運用リスク管理体制 >

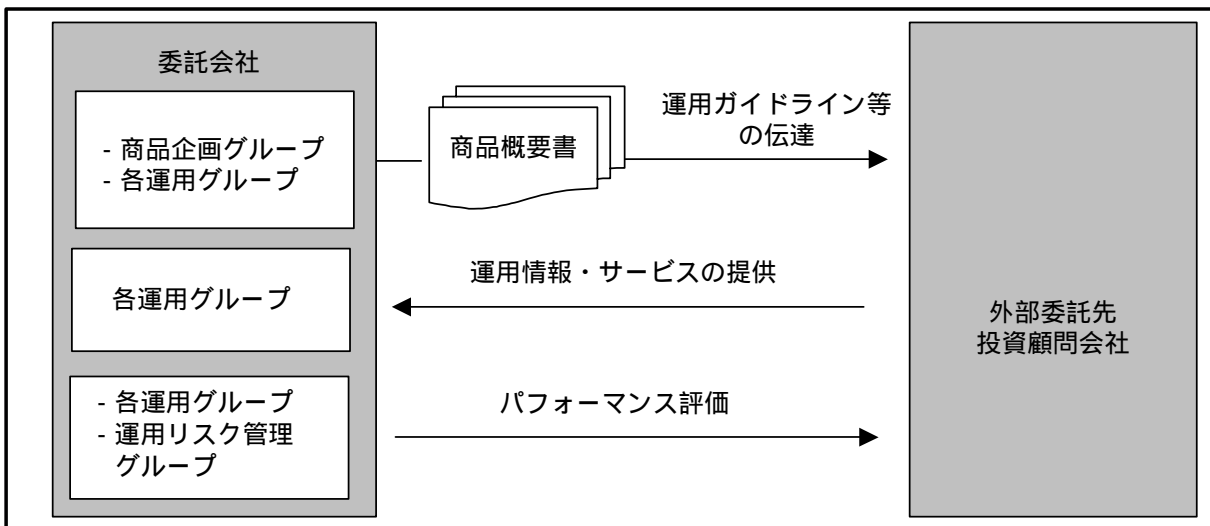


運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

上記体制は平成 20 年 10 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 外部委託先（運用再委託先）に関する管理体制 >



運用の外部委託先に対しては、ファンドの運用目標、運用プロセス、投資対象などをまとめた商品概要書によって商品内容を伝達し、運用ガイドライン等の徹底を図ります。運用開始後は運用外部委託先と各運用グループが連携し、運用を実施致します。運用内容については、運用リスク管理グループがパフォーマンス評価・分析等を行います。

上記体制は平成 20 年 10 月 31 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

償還乗換えによるお申込みについては、販売会社により、前のお申込手数料が優遇される場合があります。（償還乗換優遇措置）この場合の取扱いは次にしたがって行われます。

1) 償還日・買取請求日・解約請求日が属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に次のイ.からハ.（「償還金等」といいます。）の支払いを受けた販売会社でお申込みが行われる場合が対象となります。

イ.証券投資信託の償還金

ロ.信託期間を延長した単位型証券投資信託にあっては延長前の信託終了日以降の売却代金および一部解約金

ハ.信託期間を延長した追加型証券投資信託のうち、延長前の信託終了日以降において収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託の延長前の信託終了日以降の売却代金および一部解約金

2) 優遇の対象となるのは、単位型証券投資信託の支払を受けた場合には、その元本額と償還金等のいずれか大きい額の範囲内で取得する口数とし、追加型証券投資信託の支払いを受けた場合には、償還金等の範囲内で取得する口数とします。

3) なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。前記にかかわらず、下記の一定の条件を満たした追加型証券投資信託を一部解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行った販売会社において当ファンドのお申込みをする場合、当該解約代金または売却代金の範囲内で取得する口数については、販売会社独自の料率になる場合があります。（換金乗換優遇措置）

(注)「一定の条件」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権のお申込みを行った販売会社において、当該信託の信託終了1年前以内で当該販売会社がそれぞれ別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの受益権の取得を申込み場合をいいます。

前記、償還乗換優遇措置、換金乗換優遇措置等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.659%（税抜 1.58%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、委託会社が年率0.945%（税抜0.90%）～1.05%（税抜1.00%）、販売会社が年率0.525%（税抜0.50%）～0.63%（税抜0.60%）、受託会社が年率0.084%（税抜0.08%）です。

委託会社および販売会社の信託報酬の配分については、各販売会社を基準とし、各販売会社の取扱いにかかる受益権口数の純資産額に応じて、以下の率を適用するものとします。

各販売会社の純資産額	委託会社	販売会社
100億円以下の部分	年率1.05% （税抜1.00%）	年率0.525% （税抜0.50%）
100億円超300億円以下の部分	年率0.9975% （税抜0.95%）	年率0.5775% （税抜0.55%）
300億円超の部分	年率0.945% （税抜0.90%）	年率0.63% （税抜0.60%）

信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

各マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支弁するものとします。その報酬額は、当ファンドの信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に対し、D I A M U S・リート・オープン・マザーファンドについては、年率0.40%～0.50%、D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドについては、年率0.50%を乗じて得た金額とします。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

2. その他の費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等に相当する額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20%（所得税 15%、地方税 5%）の税率が適用されます。

ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの 2 年間は、特例措置により、各々 1 年間の普通分配金など上場株式等の配当等の合計額が 100 万円（年間の支払金額が 1 万円以下のものは合計額から除外されます。）までの場合は、10%（所得税 7%、地方税 3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。なお、前述の合計額が各々 1 年間で 100 万円を超える場合は確定申告が必要となります。その際、総合課税または申告分離課税を選択することができますが、申告分離課税を選択した場合、100 万円を超える部分については 20%（所得税 15%、地方税 5%）の税率が適用されます。

一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として、20%（所得税 15%、地方税 5%）の税率が適用されます。

ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの 2 年間は、特例措置により、各々 1 年間の一部解約時および償還時の譲渡益と上場株式等の譲渡益の合計額が 500 万円以下の場合は、10%（所得税 7%、地方税 3%）の軽減税率が適用されます。原則として申告分離課税となりますが、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。なお、前述の合計額が各々 1 年間で 500 万円を超える場合は確定申告が必要となり、500 万円を超える部分については 20%（所得税 15%、地方税 5%）の税率が適用されます。

買取請求による換金時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約時ならびに償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までについては、7%（所得税 7%）の税率で源泉徴収されますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。ただし、平成 21 年 4 月 1 日以降については、15%（所得税 15%）の税率が適用されます。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、地方税の源泉徴収はありません。

（注）法人の形態等により、税金の取扱いが異なることがありますので、ご注意ください。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動引き投資コース」の両コースにより取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成20年11月5日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	170,618,325,948	97.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,983,116,387	2.28
合 計 (純資産総額)		174,601,442,335	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

D I A M U S・リート・オープン・マザーファンド

平成20年11月5日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	米国	73,920,310,185	89.56
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,617,139,886	10.44
合 計 (純資産総額)		82,537,450,071	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

平成20年11月5日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	英国	11,487,619,079	10.32
	カナダ	20,786,220,903	18.68
	オランダ	12,031,813,910	10.81
	ベルギー	1,561,824,740	1.40
	フランス	19,119,368,747	17.18
	ドイツ	381,594,483	0.34
	香港	4,305,197,780	3.87
	ニュージーランド	2,044,030,775	1.84
	小計	71,717,670,418	64.44
投資信託受益証券	シンガポール	9,746,060,783	8.76
	オーストラリア	24,230,432,640	21.77
	小計	33,976,493,423	30.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,603,162,701	5.03
合 計 (純資産総額)		111,297,326,541	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成20年11月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	104,376,700,141	10,539.00	110,002,604,279	9,367.00	97,769,655,022	56.00
2	D I A M U S ・リート・オープン・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	73,943,027,737	11,270.00	83,333,797,845	9,852.00	72,848,670,926	41.72

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

(注3) 投資有価証券は2銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成20年11月5日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.72
合計	97.72

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成20年11月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	米国	1,760,880	3,787.23	6,668,857,183	3,397.17	5,982,006,068	7.25
2	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	投資証券	米国	1,932,213	3,641.61	7,036,356,522	3,075.91	5,943,311,550	7.20
3	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	投資証券	米国	755,895	10,371.09	7,839,456,209	7,200.40	5,442,747,038	6.59
4	VENTAS INC	投資証券	米国	1,504,532	4,558.49	6,858,396,033	3,361.25	5,057,110,141	6.13
5	BOSTON PROPERTIES INC	投資証券	米国	691,565	10,215.45	7,064,647,887	7,221.35	4,994,034,711	6.05
6	HIGHWOODS PROPERTIES INC	投資証券	米国	1,829,457	3,312.36	6,059,827,506	2,493.25	4,561,297,873	5.53
7	ESSEX PROPERTY TRUST INC	投資証券	米国	508,245	10,519.75	5,346,609,729	8,738.85	4,441,479,004	5.38
8	VORNADO REALTY TRUST	投資証券	米国	556,350	9,119.98	5,073,898,481	7,492.73	4,168,578,666	5.05
9	FEDERAL REALTY INVS TRUST	投資証券	米国	630,058	6,991.40	4,404,986,178	6,340.38	3,994,809,347	4.84
10	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	投資証券	米国	1,554,364	2,757.14	4,285,596,557	2,565.09	3,987,078,423	4.83
11	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	投資証券	米国	7,667,284	1,020.65	7,825,591,179	516.81	3,962,518,310	4.80
12	AVALONBAY COMMUNITIES INC	投資証券	米国	493,203	10,296.26	5,078,148,294	7,181.44	3,541,910,021	4.29
13	LIBERTY PROPERTY TRUST	投資証券	米国	1,229,912	3,152.73	3,877,582,920	2,524.18	3,104,520,502	3.76
14	UDR INC	投資証券	米国	1,440,000	2,465.60	3,550,458,817	1,891.64	2,723,960,448	3.30
15	AMB PROPERTY CORP	投資証券	米国	1,044,446	6,269.55	6,548,203,077	2,574.07	2,688,472,937	3.26
16	COUSINS PROPERTIES INC	投資証券	米国	1,587,306	2,409.72	3,824,955,135	1,561.40	2,478,420,382	3.00
17	THE MACERICH COMPANY	投資証券	米国	661,500	7,991.58	5,286,428,186	3,043.98	2,013,594,556	2.44
18	REGENCY	投資証券	米国	412,576	6,890.12	2,842,696,581	4,118.51	1,699,196,566	2.06
19	FIRST POTOMAC REALTY TRUST	投資証券	米国	903,005	1,876.67	1,694,645,734	1,114.43	1,006,336,675	1.22
20	SL GREEN	投資証券	米	259,000	2,910.40	753,793,768	3,850.12	997,182,194	1.21

平成20年11月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
		証券	米						
21	COGDELL SPENCER INC	投資証券	米	405,800	1,618.17	656,652,446	1,194.25	484,625,392	0.59
22	VORNADO REALTY TRUST PFD 6.75	投資証券	米	175,000	2,131.09	372,940,260	1,708.06	298,910,920	0.36
23	DIGITAL REALTY 8.5%	投資証券	米	163,769	1,424.72	233,324,249	1,561.40	255,708,998	0.31
24	GRAMERCY CAPITAL CORP	投資証券	米	384,700	1,493.27	574,459,914	240.45	92,499,461	0.11

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資有価証券は24銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成20年11月5日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	89.56
合計	89.56

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成20年11月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	UNIBAIL-RODAMCO	投資証券	フランス	561,318	20,140.51	11,305,232,365	15,576.95	8,743,620,848	7.86
2	WESTFIELD GROUP	投資信託受益証券	オーストラリア	7,648,726	1,149.28	8,790,539,526	1,095.61	8,379,985,509	7.53
3	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	投資証券	カナダ	3,302,000	1,904.69	6,289,289,625	1,509.38	4,983,956,250	4.48
4	ASCENDAS REAL ESTATE INVT	投資信託受益証券	シンガポール	40,284,000	161.36	6,500,179,439	114.55	4,614,459,689	4.15
5	KLEPIERRE	投資証券	フランス	1,679,000	4,735.53	7,950,948,826	2,585.60	4,341,222,400	3.90
6	WERELDHAVE NV	投資証券	オランダ	492,000	10,213.12	5,024,855,040	8,470.43	4,167,449,395	3.74
7	CAPITAMALL TRUST	投資信託受益証券	シンガポール	27,531,500	225.07	6,196,539,121	136.24	3,750,830,991	3.37
8	STOCKLAND	投資信託受益証券	オーストラリア	11,683,867	595.66	6,959,663,581	309.66	3,618,000,551	3.25
9	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	投資証券	カナダ	1,478,300	3,809.19	5,631,124,231	2,285.63	3,378,839,438	3.04
10	CFS RETAIL PROPERTY	投資信託受益証券	オーストラリア	22,853,762	164.57	3,761,093,262	137.82	3,149,672,341	2.83
11	CANADIAN REAL ESTATE INV TRUST	投資証券	カナダ	1,287,500	2,534.03	3,262,557,188	2,285.63	2,942,742,188	2.64
12	VASTNED RETAIL	投資証券	オランダ	554,004	8,647.54	4,790,771,307	5,235.84	2,900,676,303	2.61
13	LINK REIT/THE	投資証券	香港	14,931,500	229.11	3,420,908,390	193.31	2,886,369,443	2.59
14	LAND SECURITIES GROUP PLC	投資証券	英国	1,540,288	2,435.01	3,750,615,751	1,846.80	2,844,608,037	2.56
15	PRIMARIS RETAIL REIT	投資証券	カナダ	2,692,912	1,490.34	4,013,343,300	1,050.53	2,828,971,379	2.54

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
16	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES	投資証券	オランダ	810,441	4,924.28	3,990,834,517	3,296.64	2,671,732,218	2.40
17	ING OFFICE FUND	投資信託受益証券	オーストラリア	33,478,058	124.14	4,155,935,350	76.72	2,568,441,631	2.31
18	SEGRO PLC	投資証券	英国	4,786,001	737.69	3,530,585,892	477.21	2,283,927,537	2.05
19	BRITISH LAND CO PLC	投資証券	英国	2,191,058	1,525.50	3,342,450,186	1,040.32	2,279,396,638	2.05
20	HAMMERSON PLC	投資証券	英国	1,842,405	1,740.23	3,206,200,715	1,197.00	2,205,362,008	1.98
21	GOODMAN PROPERTY TRUST	投資証券	ニュージーランド	32,176,793	87.55	2,817,215,231	63.53	2,044,030,775	1.84
22	GECINA SA	投資証券	フランス	275,667	15,090.85	4,160,050,560	7,401.28	2,040,288,654	1.83
23	DEXUS PROPERTY GROUP	投資信託受益証券	オーストラリア	39,979,660	142.78	5,708,171,421	51.03	2,040,204,028	1.83
24	FONCIERE DES REGIONS	投資証券	フランス	294,411	12,189.94	3,588,853,367	6,140.80	1,807,919,069	1.62
25	SOCIETE TOUR EIFFEL	投資証券	フランス	287,000	12,525.94	3,594,944,550	6,076.16	1,743,857,920	1.57
26	ALLIED PROPERTIES REIT	投資証券	カナダ	1,372,300	1,805.34	2,477,466,211	1,259.25	1,728,068,775	1.55
27	BEFIMMO	投資証券	ベルギー	184,837	9,863.18	1,823,079,771	8,449.74	1,561,824,740	1.40
28	BRIXTON PLC	投資証券	英国	5,140,000	493.44	2,536,256,620	284.74	1,463,539,442	1.31
29	VASTNED OFFICES/ INDUSTRIAL	投資証券	オランダ	1,000,000	2,906.00	2,906,002,700	1,331.58	1,331,584,000	1.20
30	CHAMPION REIT	投資証券	香港	50,324,800	56.24	2,830,362,369	22.39	1,126,963,506	1.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成20年11月5日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	64.44
投資信託受益証券	30.53
合計	94.97

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成20年11月5日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第1特定期間	第1期末（平成16年7月9日現在）	12,129	12,176	1.0449	1.0489
	第2期末（平成16年8月9日現在）	17,551	17,618	1.0620	1.0660
	第3期末（平成16年9月9日現在）	22,674	22,757	1.0976	1.1016
	第4期末（平成16年10月12日現在）	23,984	24,069	1.1283	1.1323
第2特定期間	第5期末（平成16年11月9日現在）	23,016	23,096	1.1473	1.1513
	第6期末（平成16年12月9日現在）	17,912	20,031	1.0483	1.1723
	第7期末（平成17年1月11日現在）	22,388	22,484	1.0443	1.0488
	第8期末（平成17年2月9日現在）	27,797	27,916	1.0533	1.0578
	第9期末（平成17年3月9日現在）	32,367	32,505	1.0543	1.0588
	第10期末（平成17年4月11日現在）	36,913	37,072	1.0439	1.0484
第3特定期間	第11期末（平成17年5月9日現在）	38,723	38,890	1.0388	1.0433
	第12期末（平成17年6月9日現在）	44,221	47,164	1.0445	1.1140
	第13期末（平成17年7月11日現在）	61,335	61,583	1.1117	1.1162
	第14期末（平成17年8月9日現在）	72,033	72,329	1.0959	1.1004
	第15期末（平成17年9月9日現在）	83,058	83,389	1.1288	1.1333
	第16期末（平成17年10月11日現在）	86,325	86,676	1.1074	1.1119
第4特定期間	第17期末（平成17年11月9日現在）	94,501	94,880	1.1221	1.1266
	第18期末（平成17年12月9日現在）	95,000	108,069	1.0504	1.1949
	第19期末（平成18年1月10日現在）	121,128	121,650	1.0434	1.0479
	第20期末（平成18年2月9日現在）	136,841	137,413	1.0782	1.0827
	第21期末（平成18年3月9日現在）	152,876	153,488	1.1235	1.1280
	第22期末（平成18年4月10日現在）	169,350	170,017	1.1433	1.1478
第5特定期間	第23期末（平成18年5月9日現在）	173,365	174,082	1.0874	1.0919
	第24期末（平成18年6月9日現在）	179,878	182,354	1.0535	1.0680
	第25期末（平成18年7月10日現在）	195,293	196,101	1.0881	1.0926
	第26期末（平成18年8月9日現在）	209,221	210,045	1.1424	1.1469
	第27期末（平成18年9月11日現在）	219,265	220,103	1.1777	1.1822
	第28期末（平成18年10月10日現在）	240,625	241,490	1.2513	1.2558
第6特定期間	第29期末（平成18年11月9日現在）	250,117	251,019	1.2478	1.2523
	第30期末（平成18年12月11日現在）	229,768	274,904	1.0920	1.3065
	第31期末（平成19年1月9日現在）	331,948	333,292	1.1114	1.1159
	第32期末（平成19年2月9日現在）	437,145	438,718	1.2508	1.2553
	第33期末（平成19年3月9日現在）	432,450	434,162	1.1363	1.1408
	第34期末（平成19年4月9日現在）	481,052	482,882	1.1828	1.1873
第7特定期間	第35期末（平成19年5月9日現在）	495,709	497,598	1.1813	1.1858
	第36期末（平成19年6月11日現在）	477,734	505,898	1.0941	1.1586

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
	第37期末（平成19年7月9日現在）	529,180	531,352	1.0962	1.1007
	第38期末（平成19年8月9日現在）	494,218	496,434	1.0039	1.0084
	第39期末（平成19年9月10日現在）	453,402	455,626	0.9176	0.9221
	第40期末（平成19年10月9日現在）	513,842	516,058	1.0434	1.0479
第8特定期間	第41期末（平成19年11月9日現在）	450,222	452,423	0.9205	0.9250
	第42期末（平成19年12月10日現在）	432,482	434,660	0.8939	0.8984
	第43期末（平成20年1月9日現在）	356,502	358,646	0.7482	0.7527
	第44期末（平成20年2月12日現在）	334,271	336,362	0.7192	0.7237
	第45期末（平成20年3月10日現在）	312,727	314,809	0.6760	0.6805
	第46期末（平成20年4月9日現在）	337,178	339,245	0.7341	0.7386
第9特定期間	第47期末（平成20年5月9日現在）	344,230	346,289	0.7521	0.7566
	第48期末（平成20年6月9日現在）	334,827	336,881	0.7336	0.7381
	第49期末（平成20年7月9日現在）	302,188	304,233	0.6650	0.6695
	第50期末（平成20年8月11日現在）	307,067	309,090	0.6830	0.6875
	第51期末（平成20年9月9日現在）	293,529	295,536	0.6584	0.6629
	第52期末（平成20年10月9日現在）	199,855	201,829	0.4554	0.4599
	平成19年11月末	416,515	-	0.8597	-
	12月末	405,511	-	0.8476	-
	平成20年1月末	344,502	-	0.7398	-
	2月末	341,876	-	0.7377	-
	3月末	318,868	-	0.6933	-
	4月末	347,984	-	0.7600	-
	5月末	343,383	-	0.7518	-
	6月末	307,942	-	0.6763	-
	7月末	305,512	-	0.6768	-
	8月末	300,816	-	0.6725	-
	9月末	256,134	-	0.5804	-
	10月末	159,721	-	0.3677	-
11月5日	174,601	-	0.4018	-	

【分配の推移】

		1口当たりの分配額（円）
第1特定期間	第1期	0.0040
	第2期	0.0040
	第3期	0.0040
	第4期	0.0040
第2特定期間	第5期	0.0040
	第6期	0.1240
	第7期	0.0045
	第8期	0.0045
	第9期	0.0045
	第10期	0.0045
第3特定期間	第11期	0.0045
	第12期	0.0695
	第13期	0.0045
	第14期	0.0045
	第15期	0.0045
	第16期	0.0045
第4特定期間	第17期	0.0045
	第18期	0.1445
	第19期	0.0045
	第20期	0.0045
	第21期	0.0045
	第22期	0.0045
第5特定期間	第23期	0.0045
	第24期	0.0145
	第25期	0.0045
	第26期	0.0045
	第27期	0.0045
	第28期	0.0045
第6特定期間	第29期	0.0045
	第30期	0.2145
	第31期	0.0045
	第32期	0.0045
	第33期	0.0045
	第34期	0.0045
第7特定期間	第35期	0.0045
	第36期	0.0645
	第37期	0.0045
	第38期	0.0045
	第39期	0.0045
	第40期	0.0045

		1口当たりの分配額（円）
第8特定期間	第41期	0.0045
	第42期	0.0045
	第43期	0.0045
	第44期	0.0045
	第45期	0.0045
	第46期	0.0045
第9特定期間	第47期	0.0045
	第48期	0.0045
	第49期	0.0045
	第50期	0.0045
	第51期	0.0045
	第52期	0.0045

【収益率の推移】

		収益率（％）
第1特定期間	第1期	4.89
	第2期	2.02
	第3期	3.73
	第4期	3.16
第2特定期間	第5期	2.04
	第6期	2.18
	第7期	0.05
	第8期	1.29
	第9期	0.52
	第10期	0.56
第3特定期間	第11期	0.06
	第12期	7.24
	第13期	6.86
	第14期	1.02
	第15期	3.41
	第16期	1.50
第4特定期間	第17期	1.73
	第18期	6.49
	第19期	0.24
	第20期	3.77
	第21期	4.62
	第22期	2.16
第5特定期間	第23期	4.50
	第24期	1.78
	第25期	3.71
	第26期	5.40

		収益率 (%)
	第27期	3.48
	第28期	6.63
第6特定期間	第29期	0.08
	第30期	4.70
	第31期	2.19
	第32期	12.95
	第33期	8.79
	第34期	4.49
第7特定期間	第35期	0.25
	第36期	1.92
	第37期	0.60
	第38期	8.01
	第39期	8.15
	第40期	14.20
第8特定期間	第41期	11.35
	第42期	2.40
	第43期	15.80
	第44期	3.27
	第45期	5.38
	第46期	9.26
第9特定期間	第47期	3.06
	第48期	1.86
	第49期	8.74
	第50期	3.38
	第51期	2.94
	第52期	30.15

(注) 収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

6【手続等の概要】

申込（販売）手続等

お申込みの方法

お申込みには、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

ただし、お申込みの取扱いは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

海外休業日には、お申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込価額（発行価格）

お申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金の再投資を行う場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。当初元本は1口当たり1円です。

お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得

た額とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

換金（解約）手続等

解約のお申込方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって一部解約の請求をすることができます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付をいたしません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

解約代金の受渡日

解約代金は、原則として一部解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

7【管理及び運営の概要】

資産の評価

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されております。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ：URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

信託期間

信託期間は、原則として無期限です。

ただし、下記 その他1.償還規定により、信託を終了する場合があります。

計算期間

計算期間は毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。

各計算期間の終了日が休業日の場合には翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

その他

1. 償還規定

委託会社は、次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了する場合があります。

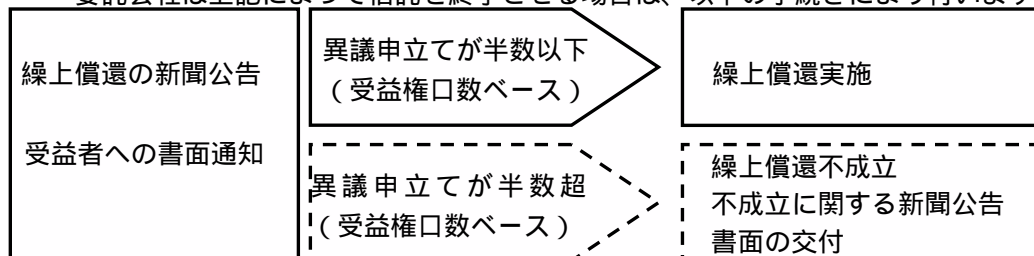
受益権の口数が10億口を下ることとなった場合。

受益者のために有利であると認めるとき。

やむを得ない事情が発生したとき。

この場合において、委託会社は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は上記によって信託を終了させる場合は、以下の手続きにより行います。



受益者の異議申立て
期間は1ヵ月以上。

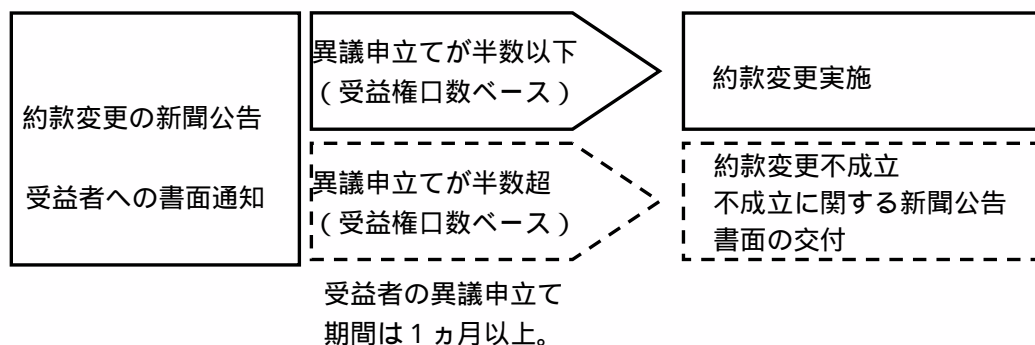
全受益者に書面を通知した場合は、新聞公告を行わない場合があります。

2. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

なお、信託約款の変更を行った場合、運用報告書にてお知らせします。

委託会社は前述の変更事項のうち、その内容が重大なものに該当する場合は、以下の手続きにより行います。



全受益者に書面を通知した場合は、新聞公告を行わない場合があります。

3. 運用報告書

委託会社は、原則として毎年6月9日、12月9日（休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

4. 保管

該当事項はありません。

第2【財務ハイライト情報】

(1) 当財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」（以下「財務諸表」という。）より抜粋しております。

(2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成19年10月10日から平成20年4月9日まで）及び当特定期間（平成20年4月10日から平成20年10月9日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

その監査報告書は、当該財務諸表に添付しております。

1【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 平成20年4月9日現在	当期 平成20年10月9日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,647,638,054	5,056,659,843
親投資信託受益証券	335,283,236,106	197,864,228,537
流動資産合計	339,930,874,160	202,920,888,380
資産合計	339,930,874,160	202,920,888,380
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,066,590,023	1,974,643,674
未払解約金	248,780,082	720,145,753
未払受託者報酬	22,050,720	18,722,564
未払委託者報酬	413,451,597	351,048,618
その他未払費用	1,378,152	1,170,147
流動負債合計	2,752,250,574	3,065,730,756
負債合計	2,752,250,574	3,065,730,756
純資産の部		
元本等		
元本	459,318,382,239	438,809,705,453
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	*3 △122,139,758,653	*3 △238,954,547,829
(分配準備積立金)	7,786,971,532	1,762,271,383
元本等合計	337,178,623,586	199,855,157,624
純資産合計	337,178,623,586	199,855,157,624
負債純資産合計	339,930,874,160	202,920,888,380

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 至	平成19年10月10日 平成20年4月9日	自 至	平成20年4月10日 平成20年10月9日
営業収益				
受取利息		9,812,254		7,095,924
有価証券売買等損益		△134,572,023,346		△109,269,007,569
営業収益合計		△134,562,211,092		△109,261,911,645
営業費用				
受託者報酬		162,781,397		131,345,974
委託者報酬	*1	3,052,154,983	*1	2,462,740,793
その他費用		10,197,913		8,444,933
営業費用合計		3,225,134,293		2,602,531,700
営業損失(△)		△137,787,345,385		△111,864,443,345
経常損失(△)		△137,787,345,385		△111,864,443,345
当期純損失(△)		△137,787,345,385		△111,864,443,345
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△1,705,865,021		△828,727,431
期首剰余金又は期首欠損金(△)		21,382,067,333		△122,139,758,653
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,524,939,514		9,114,520,315
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,524,939,514		9,114,520,315
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,204,003,228		2,733,129,572
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,204,003,228		2,733,129,572
分配金	*2	12,761,281,908	*2	12,160,464,005
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△122,139,758,653		△238,954,547,829

3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	当期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、親投資信託受益 証券の基準価額に基づいて評価し ております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成20年4月9日現在	当期 平成20年10月9日現在
*1 期首元本額	492,460,179,906円	459,318,382,239円
期中追加設定元本額	14,021,701,490円	9,082,697,585円
期中解約元本額	47,163,499,157円	29,591,374,371円
*2 特定期間末日における受益権 の総数	459,318,382,239口	438,809,705,453口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 122,139,758,653円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 238,954,547,829円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	当期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
*1 当ファンドの主要投資対象で あるDIAM US・リート・オ ープン・マザーファンド及びDI AM インターナショナル・リ ート・インカム・オープン・マザ ーファンドにおいて、信託財産の運 用の指図に関わる権限を委託する 為に要する費用	779,591,688円	747,811,954円

区分	前期 自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	当期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
*2 分配金の計算過程	<p>(平成19年10月10日から平成19年11月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(675,102,981円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(68,608,767,582円)及び分配準備積立金(14,698,695,796円)より分配対象収益は83,982,566,359円(1万口当たり1,717.12円)であり、うち2,200,485,163円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額411,041円が含まれた分配金額は2,200,896,204円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。(以下、各期間において同じ。)</p> <p>(平成19年11月10日から平成19年12月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(259,087,088円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(67,961,900,068円)及び分配準備積立金(12,944,411,363円)より分配対象収益は81,165,398,519円(1万口当たり1,677.53円)であり、うち2,176,844,126円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額421,268円が含まれた分配金額は2,177,265,394円(1万口当たり45円)となります。</p>	<p>(平成20年4月10日から平成20年5月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,890,704,993円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,478,349,488円)及び分配準備積立金(7,734,805,671円)より分配対象収益は74,103,860,152円(1万口当たり1,619.18円)であり、うち2,058,874,793円(1万口当たり44.98円)を分配金額としております。外国所得税控除額606,635円が含まれた分配金額は2,059,481,428円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。(以下、各期間において同じ。)</p> <p>(平成20年5月10日から平成20年6月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(262,618,053円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,335,874,274円)及び分配準備積立金(7,513,479,937円)より分配対象収益は72,111,972,264円(1万口当たり1,579.97円)であり、うち2,053,206,084円(1万口当たり44.98円)を分配金額としております。外国所得税控除額645,512円が含まれた分配金額は2,053,851,596円(1万口当たり45円)となります。</p>

区分	前期 自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	当期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
	<p>(平成19年12月11日から平成20年1月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,348,963,692円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(66,980,005,859円)及び分配準備積立金(10,818,112,904円)より分配対象収益は81,147,082,455円(1万口当たり1,702.96円)であり、うち2,144,268,144円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>(平成20年1月10日から平成20年2月12日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(308,313,148円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(65,381,862,800円)及び分配準備積立金(11,673,803,834円)より分配対象収益は77,363,979,782円(1万口当たり1,664.62円)であり、うち2,091,328,491円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額56,667円が含まれた分配金額は2,091,385,158円(1万口当たり45円)となります。</p>	<p>(平成20年6月10日から平成20年7月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,454,854,757円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,080,789,951円)及び分配準備積立金(5,673,483,604円)より分配対象収益は72,209,128,312円(1万口当たり1,589.13円)であり、うち2,044,751,490円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額10,502円が含まれた分配金額は2,044,761,992円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成20年7月10日から平成20年8月11日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(914,979,600円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(63,423,967,387円)及び分配準備積立金(5,998,833,651円)より分配対象収益は70,337,780,638円(1万口当たり1,564.51円)であり、うち2,022,843,254円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額273,845円が含まれた分配金額は2,023,117,099円(1万口当たり45円)となります。</p>

区分	前期 自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	当期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
	<p>(平成20年2月13日から平成20年3月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(193,019,014円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(65,118,713,186円)及び分配準備積立金(9,808,518,758円)より分配対象収益は75,120,250,958円(1万口当たり1,623.81円)であり、うち2,081,765,961円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額1,575円が含まれた分配金額は2,081,767,536円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成20年3月11日から平成20年4月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,017,709,972円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,684,635,768円)及び分配準備積立金(7,835,851,583円)より分配対象収益は74,538,197,323円(1万口当たり1,622.80円)であり、うち2,066,590,023円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額342,697円が含まれた分配金額は2,066,932,720円(1万口当たり45円)となります。</p>	<p>(平成20年8月12日から平成20年9月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(216,175,814円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(62,906,451,171円)及び分配準備積立金(4,838,040,301円)より分配対象収益は67,960,667,286円(1万口当たり1,524.38円)であり、うち2,006,144,710円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額54,649円が含まれた分配金額は2,006,199,359円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成20年9月10日から平成20年10月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(744,272,367円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(61,925,588,602円)及び分配準備積立金(2,992,642,690円)より分配対象収益は65,662,503,659円(1万口当たり1,496.37円)であり、うち1,974,643,674円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 自平成19年10月10日 至平成20年4月9日		当期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	335,283,236,106	28,773,393,398	197,864,228,537	86,267,433,151
合計	335,283,236,106	28,773,393,398	197,864,228,537	86,267,433,151

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 平成20年4月9日現在	当期 平成20年10月9日現在
	1口当たり純資産額	0.7341円
(1万口当たり純資産額)	(7,341円)	(4,554円)

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者集会

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額 (-)

発行済数量

1単位当たり純資産額 (/)

第5 設定及び解約の実績

DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド受益証券およびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド受益証券およびDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

実質外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。各マザーファンド受益証券への投資割合は、世界各国のリート市場の市場規模等を参考として決定します。また、各マザーファンド受益証券の運用状況などを勘案し、投資割合を変更する場合があります。

但し、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(4) 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）

および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、分配対象額の範囲のうち、原則として配当等収益を中心に安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。また、毎年6月および12月の決算時には、原則として配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行います。分配金額につきましては、基準価額水準および市況動向等を勘案し委託者の判断により決定します。但し、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
D I A M ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、D I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

2）この投資信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および限度額）

第3条 委託者は、金4,294,270,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

2）委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

3）委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第8項、第40条、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の分割および再分割）

第5条 委託者は、第3条第1項によって生じた受益権については4,294,270,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

2）委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（受益権の取得申込みの勧誘）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

2）この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

3）第19条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

2）委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された

場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 3) 委託者は、第5条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- 4) 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第36条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込み単位および取得価額等）

第12条 委託者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。また、委託者に対し、取得の申込みにかかる受益権について、第35条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをした取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- 2) 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し1口単位をもって取得の申込みに応じることができます。また、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。
- 3) 前2項にかかわらず、取得申込日がニューヨークの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）の休業日、ニューヨークの銀行休業日、オーストラリアの証券取引所の休業日またはオランダ、フランス、イギリスの祝祭日（「海外休業日」といいます。以下同じ。）に該当する場合は、受益権の取得申込みに応じません。
- 4) 第1項および第2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第36条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項（第5項）の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- 5) 受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。以下同じ。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる取得価額は、1口につき1円に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- 6) 1. 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めることとします。
2. 証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加

型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

3. 第1号および第2号の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関において、当該信託の信託終了日の1年前以内で委託者、当該証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、委託者、当該証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める期間以内に、当該証券会社または登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みを行う場合の手数料率を独自の料率に定めることができます。

7) 前5項および第6項の規定にかかわらず、受益者が第35条第2項または第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

8) 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

2) 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

3) 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）

ニ. 金銭を信託する信託の受益権

（運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたD I A M U S・リート・オープン・マザーファンドおよびD I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの。
 3. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 2) 前項の規定に係らず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認める場合、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 3) 委託者は、マザーファンドに属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める同一銘柄の投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建資産への投資制限)

第18条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第19条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第21条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- 2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 4) 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ(コール市場を通じる場合を

含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- 2) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- 3) 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成16年4月23日から平成16年7月9日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

- 2) 前項にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- 2) 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- 2) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等に相当する金額を含みます。)は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の158の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- 2) 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- 3) 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- 4) 委託者は、主要投資対象とする各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものがそれぞれ受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。その報酬額は、第29条に規定する計算期間を通じて、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に、以下に定める率を乗じて得た金額とします。

1. D I A M U S ・ リート ・ オープン ・ マザーファンド

当該マザーファンドの信託財産の純資産総額が

550億円以下の部分・・・年10,000分の50

550億円超1,100億円以下の部分・・・年10,000分の45

1,100億円超の部分・・・年10,000分の40

2. D I A M インターナショナル ・ リート ・ インカム ・ オープン ・ マザーファンド

年10,000分の50

(収益の分配方式)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属すると

みなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 前項第1号および第2号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

2) 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第42条（第37条）に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

2) 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第12条第4項（第10条第3項）の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

3) 第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第12条第4項（第10条第3項）の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

4) 償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

5) 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

6) 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、委託者が自ら募集に応じたものについての支払いは、委託者において行います。

7) 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益

権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第36条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- 2) 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- 3) 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外休業日に該当する場合には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- 4) 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 5) 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%を信託財産留保額として乗じて得た額を控除した額とします。
- 6) 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- 7) 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第5項の規定に準じて算出した価額とします。
- 8) 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第40条の規定を準用するものとします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 2) 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- 5) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

2) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2) 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

2) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受託者に対し受益権の買取を請求することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第2条 第35条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成16年4月23日 （信託契約締結日）

委託者	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第 17 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託および不動産投資法人をいいます。以下同じ。）の投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

運用指図に関する権限は、デービス・セレクトド・アドバイザーズに委託します。

不動産投信等への投資は、原則として高位を維持することを目指します。

外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。

但し、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 運用制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% を超えないものとします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

運用の基本方針

約款第 17 条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国および日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託および不動産投資法人をいいます。以下同じ。）の投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国および日本を除く世界各国の証券取引所に上場もしくは上場に準ずる不動産投信等を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と比較的高い配当利回りを安定的に獲得することを目標として運用を行います。

運用指図に関する権限は、コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメントに委託します。

不動産投信等への投資は、原則として高位を維持することを目指します。

外貨建資産については、対円で為替ヘッジは行いません。

但し、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 運用制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% を超えないものとします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

用語説明

・基準価額	投資信託に組み入れている株式や公社債などをすべて計算日の時価で評価し、債券の利息や株式の配当金などの収入を加えて資産総額を算出します。そこから投資信託の運用に必要な経費等を差し引いて純資産総額を出し、さらに計算日の受益権口数で割ったものです。
・解約価額	解約時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額。
・償還乗換優遇措置	投資信託の償還時に、その資金で他のファンドを購入する際、申込手数料が優遇される制度をいいます。
・換金乗換優遇措置	追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社等が別に定める期間以降に、ファンドの売却代金もしくは、一部解約代金をもって、その販売会社等でファンドの取得申し込みを行う場合、申込手数料が優遇される制度をいいます。
・信託財産留保額	解約によって組入証券など売却費用についての受益者間の公平性を図るため、途中換金によって解約した受益者から徴収するものです。この留保額はその投資信託の信託財産に留保され、基準価額に反映されます。
・信託報酬	投資信託の運営の中で販売会社、委託会社、受託会社が果たす役割・業務の報酬として、信託財産から差し引かれ、販売会社、委託会社、受託会社に支払われる報酬のことをいいます。
・信託約款	委託会社と受託会社の間で取り交わされた信託契約の具体的な内容を記した契約書のことです。委託会社と受託会社および受益者の権利、運用方針・投資制限などが規定されています。
・アナリスト	証券投資の分野において、高度の専門知識と分析技術を応用し、各種情報の分析と投資価値の評価を行い、投資助言や投資管理サービスを提供するプロフェッショナルのことをいいます。
・コンプライアンス	法令やルールを遵守し、社会的規範に沿って行動することを指す言葉です。
・デリバティブ (金融派生商品)	通常の金利、通貨、株式、債券等の金融商品取引から派生した商品で、先物、先渡し、オプション、スワップなどの取引をいいます。
・ファミリーファンド	ファンドが特定のファンドに投資する形態の商品設計のものをさします。受益者が購入するファンドをベビーファンド、そのファンドが投資するファンドをマザーファンドといいます。実質的な運用はマザーファンドで行うことにより運用の効率化を図っています。
・ファンドマネジャー (運用担当者)	投資信託の運用を行う担当者。複数のファンドマネジャーが一つのファンドの運用に携わる場合もあります。

DIAMワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース) 〈愛称:世界家主倶楽部〉

追加型投信／海外／不動産投信／自動けいぞく投資適用

投資信託説明書
(請求目論見書)

2009年1月

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
※当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

「D I A M ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース） 愛称：世界家主倶楽部」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 21 年 1 月 9 日に関東財務局長に提出しており、平成 21 年 1 月 10 日にその効力が発生しております。

「D I A M ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース） 愛称：世界家主倶楽部」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

この投資信託は、実質的に日本を除く世界各国の不動産投信等を主要投資対象とします。この投資信託の基準価額は、組入有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。

また、組入れた不動産投信等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

発行者：D I A M アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 長 浜 力 雄
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：

D I A M ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）

愛称として「世界家主倶楽部」という名称を用いる場合があります。

募集内国投資信託受益証券の金額：1 兆円を上限とします。

目 次

	頁
ファンドの詳細情報	
第 1 ファンドの沿革	1
第 2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第 3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	5
第 4 ファンドの経理状況	7
1 財務諸表	10
2 ファンドの現況	31
第 5 設定及び解約の実績	32

【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成16年4月23日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）を行うことができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として、販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、オーストラリア証券取引所の休業日またはオランダ、フランス、イギリスの祝祭日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付は行いません。なお、世界各国の規制等の変更や市場の拡大または縮小等の事情により、投資可能国または地域が増加あるいは減少した場合には、海外休業日の対象日が変更となる場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額は、お申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金の再投資を行う場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。
販売会社へのお問い合わせ
委託会社への照会
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>
電話番号：03-3287-3111
(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)
- ・お申込単位
各販売会社が定める単位とします。
「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。
取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。
「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。
当初元本は1口当たり1円です。
- ・お申込手数料は、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。
「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとなります。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日の申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
海外休業日には、解約の請求の受付を行いません。
解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。
解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額
信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。

・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとしします。

・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。))、預金、その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとしします。

基準価額(1万口当たり)は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成16年4月23日から無期限です。

ただし、下記(5)イ.の場合には信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

- a. 計算期間は原則として毎月10日から翌月9日までとします。
- b. 前記 a. の規定にかかわらず、前記 a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

イ.償還規定

- a. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、前記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は前記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 前記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、前記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 前記d.からf.の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記ロ.信託約款の変更の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 前記 d.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようと

する旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c. 委託会社は前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることを旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、前記d.の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a.からe.の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 前記c.に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。
- h. 上記b.に該当しない場合の約款変更は、「運用報告書」にてお知らせいたします。

八．関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資一任契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、いずれの当事者からも別段の意思表示がない限り、マザーファンドの信託終了日まで存続します。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二．公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ．運用報告書

委託会社は、原則として毎年6月9日、12月9日（休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成19年10月10日から平成20年4月9日まで)及び当特定期間(平成20年4月10日から平成20年10月9日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成20年6月4日

DIAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

浜本 貴司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）の平成19年10月10日から平成20年4月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）の平成20年4月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上


独立監査人の監査報告書

平成20年11月19日

DIAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

蛭木貴司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）の平成20年4月10日から平成20年10月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）の平成20年10月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【D I AMワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成20年4月9日現在	当期 平成20年10月9日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,647,638,054	5,056,659,843
親投資信託受益証券	335,283,236,106	197,864,228,537
流動資産合計	339,930,874,160	202,920,888,380
資産合計	339,930,874,160	202,920,888,380
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,066,590,023	1,974,643,674
未払解約金	248,780,082	720,145,753
未払受託者報酬	22,050,720	18,722,564
未払委託者報酬	413,451,597	351,048,618
その他未払費用	1,378,152	1,170,147
流動負債合計	2,752,250,574	3,065,730,756
負債合計	2,752,250,574	3,065,730,756
純資産の部		
元本等		
元本	459,318,382,239	438,809,705,453
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	^{*3} △122,139,758,653	^{*3} △238,954,547,829
(分配準備積立金)	7,786,971,532	1,762,271,383
元本等合計	337,178,623,586	199,855,157,624
純資産合計	337,178,623,586	199,855,157,624
負債純資産合計	339,930,874,160	202,920,888,380

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 平成19年10月10日 至 平成20年4月9日		自 平成20年4月10日 至 平成20年10月9日	
営業収益				
受取利息		9,812,254		7,095,924
有価証券売買等損益		△134,572,023,346		△109,269,007,569
営業収益合計		△134,562,211,092		△109,261,911,645
営業費用				
受託者報酬		162,781,397		131,345,974
委託者報酬	*1	3,052,154,983	*1	2,462,740,793
その他費用		10,197,913		8,444,933
営業費用合計		3,225,134,293		2,602,531,700
営業損失(△)		△137,787,345,385		△111,864,443,345
経常損失(△)		△137,787,345,385		△111,864,443,345
当期純損失(△)		△137,787,345,385		△111,864,443,345
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△1,705,865,021		△828,727,431
期首剰余金又は期首欠損金(△)		21,382,067,333		△122,139,758,653
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,524,939,514		9,114,520,315
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,524,939,514		9,114,520,315
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,204,003,228		2,733,129,572
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,204,003,228		2,733,129,572
分配金	*2	12,761,281,908	*2	12,160,464,005
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△122,139,758,653		△238,954,547,829

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期		当期	
	自平成19年10月10日 至平成20年4月9日		自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、親投資信託受益 証券の基準価額に基づいて評価し ております。		親投資信託受益証券 同左	

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成20年4月9日現在	当期 平成20年10月9日現在
*1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	492,460,179,906円 14,021,701,490円 47,163,499,157円	459,318,382,239円 9,082,697,585円 29,591,374,371円
*2 特定期間末日における受益権の総数	459,318,382,239口	438,809,705,453口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は122,139,758,653円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は238,954,547,829円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	当期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
*1 当ファンドの主要投資対象であるDIAM US・リート・オープン・マザーファンド及びDIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に関わる権限を委託する為に要する費用	779,591,688円	747,811,954円
*2 分配金の計算過程	<p>(平成19年10月10日から平成19年11月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(675,102,981円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(68,608,767,582円)及び分配準備積立金(14,698,695,796円)より分配対象収益は83,982,566,359円(1万口当たり1,717.12円)であり、うち2,200,485,163円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額411,041円が含まれた分配金額は2,200,896,204円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。(以下、各期間において同じ。)</p>	<p>(平成20年4月10日から平成20年5月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,890,704,993円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,478,349,488円)及び分配準備積立金(7,734,805,671円)より分配対象収益は74,103,860,152円(1万口当たり1,619.18円)であり、うち2,058,874,793円(1万口当たり44.98円)を分配金額としております。外国所得税控除額606,635円が含まれた分配金額は2,059,481,428円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。(以下、各期間において同じ。)</p>

区分	前期 自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	当期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
	<p>(平成19年11月10日から平成19年12月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(259,087,088円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(67,961,900,068円)及び分配準備積立金(12,944,411,363円)より分配対象収益は81,165,398,519円(1万口当たり1,677.53円)であり、うち2,176,844,126円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額421,268円が含まれた分配金額は2,177,265,394円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成19年12月11日から平成20年1月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,348,963,692円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(66,980,005,859円)及び分配準備積立金(10,818,112,904円)より分配対象収益は81,147,082,455円(1万口当たり1,702.96円)であり、うち2,144,268,144円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成20年5月10日から平成20年6月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(262,618,053円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,335,874,274円)及び分配準備積立金(7,513,479,937円)より分配対象収益は72,111,972,264円(1万口当たり1,579.97円)であり、うち2,053,206,084円(1万口当たり44.98円)を分配金額としております。外国所得税控除額645,512円が含まれた分配金額は2,053,851,596円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成20年6月10日から平成20年7月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,454,854,757円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,080,789,951円)及び分配準備積立金(5,673,483,604円)より分配対象収益は72,209,128,312円(1万口当たり1,589.13円)であり、うち2,044,751,490円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額10,502円が含まれた分配金額は2,044,761,992円(1万口当たり45円)となります。</p>

区分	前期 自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	当期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
	<p>(平成20年1月10日から平成20年2月12日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(308,313,148円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(65,381,862,800円)及び分配準備積立金(11,673,803,834円)より分配対象収益は77,363,979,782円(1万口当たり1,664.62円)であり、うち2,091,328,491円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額56,667円が含まれた分配金額は2,091,385,158円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成20年2月13日から平成20年3月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(193,019,014円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(65,118,713,186円)及び分配準備積立金(9,808,518,758円)より分配対象収益は75,120,250,958円(1万口当たり1,623.81円)であり、うち2,081,765,961円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額1,575円が含まれた分配金額は2,081,767,536円(1万口当たり45円)となります。</p>	<p>(平成20年7月10日から平成20年8月11日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(914,979,600円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(63,423,967,387円)及び分配準備積立金(5,998,833,651円)より分配対象収益は70,337,780,638円(1万口当たり1,564.51円)であり、うち2,022,843,254円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額273,845円が含まれた分配金額は2,023,117,099円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成20年8月12日から平成20年9月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(216,175,814円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(62,906,451,171円)及び分配準備積立金(4,838,040,301円)より分配対象収益は67,960,667,286円(1万口当たり1,524.38円)であり、うち2,006,144,710円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額54,649円が含まれた分配金額は2,006,199,359円(1万口当たり45円)となります。</p>

区分	前期 自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	当期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
	(平成20年3月11日から平成20年4月9日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の 配当等収益(2,017,709,972円)、 費用控除後、繰越欠損金を補填し た有価証券売買等損益(0円)、信 託約款に規定される収益調整金 (64,684,635,768円)及び分配準 備積立金(7,835,851,583円)より 分配対象収益は74,538,197,323円 (1万口当たり1,622.80円)であ り、うち2,066,590,023円(1万口 当たり44.99円)を分配金額として おります。外国所得税控除額 342,697円が含まれた分配金額は 2,066,932,720円(1万口当たり45 円)となります。	(平成20年9月10日から平成20年 10月9日までの分配金計算期間) 計算期間末における費用控除後の 配当等収益(744,272,367円)、費 用控除後、繰越欠損金を補填した 有価証券売買等損益(0円)、信託 約款に規定される収益調整金 (61,925,588,602円)及び分配準 備積立金(2,992,642,690円)より 分配対象収益は65,662,503,659円 (1万口当たり1,496.37円)であ り、うち1,974,643,674円(1万口 当たり45円)を分配金額としてお ります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 自平成19年10月10日 至平成20年4月9日		当期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	335,283,236,106	28,773,393,398	197,864,228,537	86,267,433,151
合計	335,283,236,106	28,773,393,398	197,864,228,537	86,267,433,151

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 平成20年4月9日現在	当期 平成20年10月9日現在
1口当たり純資産額	0.7341円	0.4554円
(1万口当たり純資産額)	(7,341円)	(4,554円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	D I A M U S・リート・オープン・マザー ファンド	75,567,129,251	85,164,154,665	
親投資信託 受益証券	D I A M インターナショナル・リート・イ ンカム・オープン・マザーファンド	106,936,212,043	112,700,073,872	
合 計		182,503,341,294	197,864,228,537	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「DIAM US・リート・オープン・マザーファンド」、「DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「DIAM US・リート・オープン・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成20年4月9日現在	平成20年10月9日現在
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		2,123,428,185	558,234,070
コール・ローン		3,074,483,640	1,625,713,418
投資証券		157,493,246,467	91,004,544,208
派生商品評価勘定		-	5,700,000
未収入金		-	2,446,372,887
未収配当金		1,029,583,167	637,424,701
流動資産合計		163,720,741,459	96,277,989,284
資産合計		163,720,741,459	96,277,989,284
負債の部			
流動負債			
未払解約金		400,919,000	2,000,000
流動負債合計		400,919,000	2,000,000
負債合計		400,919,000	2,000,000
純資産の部			
元本等			
元本		105,731,666,096	85,423,151,906
剰余金			
剰余金		57,588,156,363	10,852,837,378
剰余金合計		57,588,156,363	10,852,837,378
元本等合計		163,319,822,459	96,275,989,284
純資産合計		163,319,822,459	96,275,989,284
負債・純資産合計		163,720,741,459	96,277,989,284

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 (2)計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成19年12月11日から平成20年12月9日までとなっております。	(1)外貨建取引等の処理基準 同左 (2)計算期間の取扱い 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成20年4月9日現在	平成20年10月9日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における		
当該親投資信託の元本額	142,563,823,235円	105,731,666,096円
同期中追加設定元本額	213,591,675円	11,140,442円
同期中解約元本額	37,045,748,814円	20,319,654,632円
同期末における元本の内訳		
世界6資産アクティブ・バランス・ファンド	235,234,442円	225,562,677円
D I A M世界6資産バランスファンド	773,142,133円	634,960,886円
D I A Mグローバル・アクティブ・バランスファンド	1,927,404,780円	1,734,703,891円
D I A M資産形成ファンド(隔月決算型)	18,823,145円	14,821,587円
D I A M資産形成ファンド(1年決算型)	4,446,796円	3,383,405円
D I A M ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)	94,231,559,765円	75,567,129,251円
D I A M世界インカム・オープン(毎月決算コース)	4,016,335,416円	3,675,316,220円
D I A Mワールド・リート・オープン(ラップ向け)	22,050,302円	18,497,796円
D I A M ワールドREITアクティブファンド(毎月決算型)	3,222,941,828円	2,497,440,506円
D I A M世界3資産オープン(毎月決算型)	1,114,170,765円	929,091,576円
D I A Mインカム3資産ファンド(毎月決算型)	162,223,285円	118,876,824円
D I A M ワールドREITアクティブファンド<DC年金>	3,333,439円	3,367,287円
(合計)	105,731,666,096円	85,423,151,906円
*2 本有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	105,731,666,096口	85,423,151,906口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自平成19年10月10日 至平成20年4月9日		自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
投資証券	157,493,246,467	4,848,008,533	91,004,544,208	36,663,320,959
合計	157,493,246,467	4,848,008,533	91,004,544,208	36,663,320,959

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款、社団法人投資信託協会の定めた諸規則及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行われております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用管理部門がコンプライアンス担当者の承認を得て行っております。また、運用部門から独立した部署が投資信託約款および関連法令等に基づき管理しており、定期的に経営層に報告しております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(平成20年4月9日現在)

該当事項はありません。

(通貨関連)

平成20年10月9日現在					
区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,004,700,000	-	999,000,000	5,700,000
合計		1,004,700,000	-	999,000,000	5,700,000

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日にもっとも近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成20年4月9日現在	平成20年10月9日現在
1口当たり純資産額	1.5447円	1.1270円
(1万口当たり純資産額)	(15,447円)	(11,270円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	855,895.00	75,489,939.000	
	BOSTON PROPERTIES INC	791,565.00	59,375,290.650	
	FIRST POTOMAC REALTY TRUST	903,005.00	13,048,422.250	
	AMB PROPERTY CORP	1,044,446.00	32,743,382.100	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	493,203.00	38,612,862.870	
	COUSINS PROPERTIES INC	1,587,306.00	32,603,265.240	
	DEVELOPERS DIVERSIFIED RLTY CO	960,976.00	20,382,300.960	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	587,245.00	61,472,806.600	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	492,058.00	32,864,553.820	
	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	2,910,876.00	15,718,730.400	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	1,829,457.00	50,145,416.370	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	1,229,912.00	35,458,362.960	
	THE MACERICH COMPANY	661,500.00	27,061,965.000	
	REGENCY	412,576.00	20,422,512.000	
	UDR INC	1,440,000.00	28,872,000.000	
	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	2,296,778.00	68,168,371.040	
	VENTAS INC	1,667,532.00	65,033,748.000	
	VORNADO REALTY TRUST	556,350.00	42,838,950.000	
	VORNADO REALTY TRUST PFD 6.75	175,000.00	2,546,250.000	
	GRAMERCY CAPITAL CORP	2,720,900.00	3,809,260.000	
	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	1,554,364.00	44,703,508.640	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	2,111,882.00	81,307,457.000	
	COGDELL SPENCER INC	405,800.00	5,640,620.000	
	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	7,667,284.00	51,907,512.680	
米ドル小計	銘柄数 : 24	35,355,910.00	910,227,487.580	
	組入時価比率 : 94.52%		(91,004,544,208)	
	合計時価比率 : 100.00%			
合計			91,004,544,208	
			(91,004,544,208)	

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 24銘柄	94.52%	100.00%

(注) 「組入時価比率」は小計金額の純資産に対する比率、「合計金額に対する比率」は小計金額の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

「DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成20年4月9日現在	平成20年10月9日現在
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		9,429,970,090	2,426,036,437
コール・ローン		3,998,982,162	2,081,308,105
投資証券		121,992,246,451	79,150,063,618
投資信託受益証券		77,012,564,285	42,202,194,528
未収入金		255,257,856	1,142,037,383
未収配当金		954,733,326	313,253,586
流動資産合計		213,643,754,170	127,314,893,657
資産合計		213,643,754,170	127,314,893,657
負債の部			
流動負債			
未払金		48,497,081	-
未払解約金		-	2,500,000
流動負債合計		48,497,081	2,500,000
負債合計		48,497,081	2,500,000
純資産の部			
元本等			
元本		120,671,112,453	120,797,853,920
剰余金			
剰余金		92,924,144,636	6,514,539,737
剰余金合計		92,924,144,636	6,514,539,737
元本等合計		213,595,257,089	127,312,393,657
純資産合計		213,595,257,089	127,312,393,657
負債・純資産合計		213,643,754,170	127,314,893,657

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び投資信託受益証券移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券及び投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 (2)計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成19年12月11日から平成20年12月9日までとなっております。	(1)外貨建取引等の処理基準 同左 (2)計算期間の取扱い 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成20年4月9日現在	平成20年10月9日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における		
当該親投資信託の元本額	113,162,290,377円	120,671,112,453円
同期中追加設定元本額	11,359,665,712円	5,264,853,815円
同期中解約元本額	3,850,843,636円	5,138,112,348円
同期末における元本の内訳		
世界6資産アクティブ・バランス・ファンド	308,972,321円	305,065,416円
D I A M世界6資産バランスファンド	709,828,319円	822,730,364円
D I A Mグローバル・アクティブ・バランスファンド	2,402,206,100円	2,402,206,100円
D I A M資産形成ファンド(隔月決算型)	23,833,605円	23,047,698円
D I A M資産形成ファンド(1年決算型)	5,512,102円	5,512,102円
D I A M ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)	107,182,501,406円	106,936,212,043円
D I A M世界インカム・オープン(毎月決算コース)	4,990,753,359円	5,127,968,695円
D I A Mワールド・リート・オープン(ラップ向け)	27,752,843円	26,989,289円
D I A M ワールドREITアクティブファンド(毎月決算型)	3,627,183,685円	3,535,918,603円
D I A M世界3資産オープン(毎月決算型)	1,231,927,716円	1,412,554,215円
D I A Mインカム3資産ファンド(毎月決算型)	156,904,163円	194,340,907円
D I A M ワールドREITアクティブファンド<DC年金>	3,736,834円	5,308,488円
(合計)	120,671,112,453円	120,797,853,920円
*2 本有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	120,671,112,453口	120,797,853,920口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自平成19年10月10日 至平成20年4月9日		自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
投資証券	121,992,246,451	1,744,678,654	79,150,063,618	35,612,165,114
投資信託受益証券	77,012,564,285	21,286,602,006	42,202,194,528	26,018,518,246
合計	199,004,810,736	23,031,280,660	121,352,258,146	61,630,683,360

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	自平成19年10月10日 至平成20年4月9日	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款、社団法人投資信託協会の定めた諸規則及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行われております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用管理部門がコンプライアンス担当者の承認を得て行っております。また、運用部門から独立した部署が投資信託約款および関連法令等に基づき管理しており、定期的に経営層に報告しております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成20年4月9日現在	平成20年10月9日現在
1口当たり純資産額	1.7701円	1.0539円
(1万口当たり純資産額)	(17,701円)	(10,539円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	BRITISH LAND CO PLC	2,191,058.00	15,501,735.350	
	BRIXTON PLC	5,140,000.00	10,213,180.000	
	HAMMERSON PLC	1,842,405.00	16,296,072.220	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	1,540,288.00	18,206,204.160	
	SEGRO PLC	4,786,001.00	18,665,403.900	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	570,000.00	1,824,000.000	
	LOCAL SHOPPING REIT PLC	2,500,000.00	1,275,000.000	
英ポンド小計	銘柄数 : 7	18,569,752.00	81,981,595.630	
	組入時価比率 : 11.07%		(14,098,375,000)	
	合計時価比率 : 11.62%			
	CANADIAN APT PPTYS REIT	461,000.00	6,334,140.000	
	MORGUARD REAL ESTATE INVT TR	325,000.00	3,142,750.000	
	H & R REAL ESTATE INVESTMENT	827,000.00	8,675,230.000	
	CHARTWELL SENIOR HSG REIT	1,854,700.00	9,551,705.000	
	CANADIAN REAL ESTATE INV TRUST	1,287,500.00	30,269,125.000	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	3,302,000.00	55,836,820.000	
	ALLIED PROPERTIES REIT	1,372,300.00	20,172,810.000	
	PRIMARIS RETAIL REIT	2,692,912.00	33,419,037.920	
	INNVEST REAL ESTATE INVT TR	2,033,000.00	14,007,370.000	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	1,478,300.00	44,718,575.000	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,100,100.00	11,265,024.000	
	CROMBIE REAL ESTATE INV	754,061.00	6,545,249.480	
	INSTORAGE REAL ESTATE INVESTMENT	551,197.00	970,106.720	
カナダドル小計	銘柄数 : 13	18,039,070.00	244,907,943.120	
	組入時価比率 : 17.06%		(21,718,436,396)	
	合計時価比率 : 17.90%			
	BEFIMMO	184,837.00	11,831,416.370	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	590,338.00	3,364,926.600	
	GECINA SA	275,667.00	17,367,021.000	
	AFFINE	186,021.00	3,720,420.000	
	SOCIETE TOUR EIFFEL	292,000.00	11,352,960.000	
	UNIBAIL-RODAMCO	561,318.00	70,164,750.000	
	KLEPIERRE	1,679,000.00	37,290,590.000	
	FONCIERE DES REGIONS	294,411.00	18,883,521.540	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES	810,441.00	22,692,348.000	
	VASTNED OFFICES/INDUSTRIAL	1,194,471.00	12,362,774.850	
	VASTNED RETAIL	554,004.00	22,736,324.160	
	CORIO NV	173,000.00	7,379,315.000	
	WERELDHAVE NV	492,000.00	29,155,920.000	
ユーロ小計	銘柄数 : 13	7,287,508.00	268,302,287.520	

種類	銘柄	口数	評価額	備考
	組入時価比率 : 28.61%		(36,430,084,599)	
	合計時価比率 : 30.02%			
	LINK REIT/THE	14,500,500.00	195,756,750.000	
	PROSPERITY REIT	30,324,000.00	39,421,200.000	
	CHAMPION REIT	52,434,800.00	134,757,436.000	
香港ドル小計	銘柄数 : 3	97,259,300.00	369,935,386.000	
	組入時価比率 : 3.74%		(4,761,068,418)	
	合計時価比率 : 3.92%			
	GOODMAN PROPERTY TRUST	32,176,793.00	36,038,008.160	
ニュージーランドドル小計	銘柄数 : 1	32,176,793.00	36,038,008.160	
	組入時価比率 : 1.68%		(2,142,099,205)	
	合計時価比率 : 1.77%			
投資証券計			79,150,063,618	
			(79,150,063,618)	
投資信託受益証券	CAPITAMALL TRUST	27,531,500.00	50,933,275.000	
	ASCENDAS REAL ESTATE INVT	47,764,000.00	77,855,320.000	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	33,851,000.00	20,649,110.000	
	CAMBRIDGE INDUSTRIAL TRUST	6,716,000.00	2,820,720.000	
	PARKWAY LIFE REIT	5,980,000.00	5,501,600.000	
シンガポール・ドル小計	銘柄数 : 5	121,842,500.00	157,760,025.000	
	組入時価比率 : 8.43%		(10,727,681,700)	
	合計時価比率 : 8.84%			
	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	18,155,281.00	22,966,430.460	
	CHALLENGER WINE TRUST	10,837,674.00	5,960,720.700	
	MIRVAC GROUP	2,227,210.00	5,456,664.500	
	ING OFFICE FUND	33,478,058.00	46,367,110.330	
	MACQUARIE COUNTRYWIDE TRUST	48,794,869.00	40,987,689.960	
	ASPEN GROUP	1,926,017.00	2,060,838.190	
	CFS RETAIL PROPERTY	20,749,999.00	49,799,997.600	
	GPT GROUP	19,779,906.00	30,461,055.240	
	ING INDUSTRIAL FUND	18,604,128.00	23,906,304.480	
	STOCKLAND	10,633,867.00	55,615,124.410	
	THAKRAL HOLDINGS GROUP	6,022,803.00	4,938,698.460	
	WESTFIELD GROUP	5,954,714.00	102,718,816.500	
	ING REAL ESTATE COMMUNITY LIVING GROUP	15,690,789.00	3,608,881.470	
	DEXUS PROPERTY GROUP	39,979,660.00	53,572,744.400	
	GOODMAN GROUP	10,525,984.00	21,788,786.880	
	MIRVAC INDUSTRIAL TRUST	4,597,515.00	965,478.150	
オーストラリアドル小計	銘柄数 : 16	267,958,474.00	471,175,341.730	
	組入時価比率 : 24.72%		(31,474,512,828)	
	合計時価比率 : 25.94%			
投資信託受益証券計			42,202,194,528	
			(42,202,194,528)	

種類	銘柄	口数	評価額	備考
合計			121,352,258,146	
			(121,352,258,146)	

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
英ポンド	投資証券 7銘柄	11.07%	11.62%
カナダドル	投資証券 13銘柄	17.06%	17.90%
ユーロ	投資証券 13銘柄	28.61%	30.02%
香港ドル	投資証券 3銘柄	3.74%	3.92%
シンガポール・ドル	投資信託受益証券 5銘柄	8.43%	8.84%
オーストラリアドル	投資信託受益証券 16銘柄	24.72%	25.94%
ニュージーランドドル	投資証券 1銘柄	1.68%	1.77%

(注)「組入時価比率」は小計金額の純資産に対する比率、「合計金額に対する比率」は小計金額の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成20年11月5日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	174,884,332,970円
負債総額	282,890,635円
純資産総額 (-)	174,601,442,335円
発行済数量	434,511,233,088口
1口当たり純資産額 (/)	0.4018円

(参考) マザーファンドの現況

D I A M U S・リート・オープン・マザーファンド

平成20年11月5日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	82,538,550,071円
負債総額	1,100,000円
純資産総額 (-)	82,537,450,071円
発行済数量	83,778,882,038口
1口当たり純資産額 (/)	0.9852円

D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

平成20年11月5日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	112,791,664,837円
負債総額	1,494,338,296円
純資産総額 (-)	111,297,326,541円
発行済数量	118,824,862,944口
1口当たり純資産額 (/)	0.9367円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

		設定口数	解約口数
第1特定期間	第1期	11,702,777,212	94,460,000
	第2期	5,200,853,422	282,390,000
	第3期	4,812,221,914	681,379,149
	第4期	2,621,610,885	2,021,989,546
第2特定期間	第5期	1,530,218,674	2,725,461,398
	第6期	1,036,619,349	4,011,150,618
	第7期	5,431,366,018	1,080,642,220
	第8期	5,674,420,337	720,892,144
	第9期	4,956,416,930	647,310,111
	第10期	5,151,289,354	492,238,270
第3特定期間	第11期	2,055,407,263	138,385,909
	第12期	5,782,399,172	721,886,881
	第13期	13,954,108,624	1,119,318,007
	第14期	11,592,122,570	1,033,973,826
	第15期	9,370,172,801	1,518,619,608
	第16期	5,337,484,618	966,916,940
第4特定期間	第17期	7,113,850,860	847,633,988
	第18期	7,446,913,126	1,226,791,739
	第19期	27,147,925,747	1,500,941,279
	第20期	12,541,076,288	1,712,079,277
	第21期	10,184,133,761	1,028,166,445
	第22期	13,400,813,054	1,342,152,250
第5特定期間	第23期	12,257,881,438	959,508,109
	第24期	13,061,070,305	1,750,217,773
	第25期	10,425,087,279	1,675,895,429
	第26期	6,833,295,582	3,174,847,488
	第27期	7,168,453,773	4,137,750,571
	第28期	9,644,149,417	3,519,865,212
第6特定期間	第29期	11,942,550,660	3,805,024,124
	第30期	13,410,051,709	3,428,803,927
	第31期	89,565,557,506	1,309,182,708
	第32期	52,439,243,796	1,612,433,329
	第33期	35,889,506,768	4,821,016,320
	第34期	28,216,330,799	2,080,985,623
第7特定期間	第35期	15,382,572,573	2,455,695,920
	第36期	21,705,545,123	4,678,557,916
	第37期	51,222,292,410	5,146,253,161
	第38期	20,596,759,025	11,018,483,950
	第39期	7,703,588,950	5,903,587,923
	第40期	3,275,128,899	4,930,198,997
第8特定期間	第41期	3,453,068,609	6,825,203,108
	第42期	3,276,675,149	8,527,966,295
	第43期	1,836,275,811	9,168,998,032
	第44期	2,105,772,296	13,857,546,828
	第45期	1,735,851,628	3,873,100,979
	第46期	1,614,057,997	4,910,683,915

		設定口数	解約口数
第9特定期間	第47期	1,425,648,025	3,081,490,579
	第48期	1,971,277,783	3,222,351,679
	第49期	1,930,386,246	3,950,298,059
	第50期	1,533,711,436	6,343,687,732
	第51期	1,113,282,515	4,872,780,268
	第52期	1,108,391,580	8,120,766,054

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。





DIAM ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)

<愛称：世界家主倶楽部>

追加型投信 / 海外 / 不動産投信 / 自動けいぞく投資適用

投資信託説明書(目論見書)

(訂正事項分)

2009年7月

DIAMアセットマネジメント

DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）
＜愛称：世界家主倶楽部＞

投資信託説明書（交付目論見書）

（訂正事項分）

2009年7月

DIAMアセットマネジメント株式会社

1. 「DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）＜愛称：世界家主倶楽部＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成21年1月9日に関東財務局長に提出しており、平成21年1月10日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成21年2月17日、平成21年3月31日および平成21年7月9日に関東財務局長に提出しております。
2. 「DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）＜愛称：世界家主倶楽部＞」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

1. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

「DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）＜愛称：世界家主倶楽部＞」投資信託説明書（交付目論見書）2009年1月（以下「原目論見書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項が生じたので、これを以下の文言に訂正いたします。

2. 訂正箇所および訂正事項

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第2 財務ハイライト情報」は、変更後の内容を記載し、その他の訂正箇所には_____を付しています。

（次頁以降）

(原目論見書表紙裏)

(略)

発行者：D I A Mアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 中島敬雄
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(略)

(原目論見書4頁)

ファンドの特色

④ 運用に関する権限は、デービス・セレクトド・アドバイザーズ(米国)およびコロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメント(豪州)に委託します。

■デービス・セレクトド・アドバイザーズとは...

Davis Selected Advisers, LP

- ・ 1969年設立。創業者一族であるDavis家が出資する独立系運用会社。
- ・ 運用受託資産は、約4兆9,578億円(約50,589百万米ドル、1米ドル=98円で換算)。
そのうち、不動産関連証券投資は約834億円(2009年3月末現在)。
- ・ 不動産関連証券投資では1994年からの実績。
- ・ 運用スタイルは、個別銘柄選択による割安銘柄投資を特徴としています。

■コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメントとは...

Colonial First State Asset Management (Australia) Limited

- ・ オーストラリア・コモンウェルス銀行による100%出資の資産運用会社。英国・香港等グローバルに拠点を持っています。
- ・ 運用受託資産は、約8兆5,737億円(約127,966百万豪ドル、1豪ドル=67円換算)と豪州では最大。そのうち、不動産関連証券投資は約1,740億円(2009年3月末現在)。
- ・ 不動産関連証券投資では1991年からの実績。
- ・ 運用スタイルは、マクロ分析によるトップダウンと個別銘柄調査によるボトムアップ運用の融合を特徴としています。

費用と税金

受益者の皆さまに直接ご負担いただく費用および税金（個人受益者の場合）

時期	項目	費用・税金
お買付時	申込手数料	(略)
収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対して10% ただし、平成24年1月1日以降は、20%の税率が適用される予定です。
ご解約時	信託財産留保額	(略)
	所得税・地方税	解約時の差益（譲渡益）に対して10% ただし、平成24年1月1日以降は、20%の税率が適用される予定です。
償還時	所得税・地方税	償還時の差益（譲渡益）に対して10% ただし、平成24年1月1日以降は、20%の税率が適用される予定です。

(略)

(原目論見書 22頁)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(略)

- 運用に関する権限は、デービス・セレクトド・アドバイザーズ（米国）およびコロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメント（豪州）に委託します。

デービス・セレクトド・アドバイザーズ（米国）とは・・・

Davis Selected Advisers, LP

- ・1969年設立。創業者一族である Davis 家が出資する独立系運用会社。
- ・運用受託資産は、約4兆9,578億円（約50,589百万米ドル、1米ドル=98円で換算）。そのうち、不動産関連証券投資は約834億円（2009年3月末現在）。
- ・不動産関連証券投資では1994年からの実績。
- ・運用スタイルは、個別銘柄選択による割安銘柄投資を特徴としています。

コロニアル・ファースト・ステート・アセット・マネジメント（豪州）とは・・・

Colonial First State Asset Management (Australia) Limited

- ・オーストラリア・コモンウェルス銀行による100%出資の資産運用会社。英国・香港等グローバルに拠点を持っています。
- ・運用受託資産は、約8兆5,737億円（約127,966百万豪ドル、1豪ドル=67円換算）と豪州では最大。そのうち、不動産関連証券投資は約1,740億円（2009年3月末現在）。
- ・不動産関連証券投資では1991年からの実績。
- ・運用スタイルは、マクロ分析によるトップダウンと個別銘柄調査によるボトムアップ運用の融合を特徴としています。

(略)

(原目論見書 35頁)

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

収益分配時

平成 23 年 12 月 31 日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%(所得税 7%および地方税 3%)の税率で、原則として源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記 10%の税率は平成 24 年 1 月 1 日からは、20%(所得税 15%および地方税 5%)となる予定です。

一部解約時および償還時

平成 23 年 12 月 31 日までの間は、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、10%(所得税 7%および地方税 3%)の税率で申告分離課税が適用されます。また特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、10%の税率により源泉徴収が行われ、原則として申告は不要です。上記 10%の税率は平成 24 年 1 月 1 日からは、20%(所得税 15%および地方税 5%)となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

一部解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

平成 23 年 12 月 31 日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税 7%)の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記 7%の税率は平成 24 年 1 月 1 日からは、15%(所得税 15%)となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(略)

(原目論見書 37頁)

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年5月7日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	148,023,396,754	97.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,512,165,289	2.32
合計(純資産総額)		151,535,562,043	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

平成21年5月7日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	米国	61,709,962,734	85.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,480,773,588	14.52
合計(純資産総額)		72,190,736,322	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

平成21年5月7日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	シンガポール	9,642,056,228	9.76
	オーストラリア	19,272,017,940	19.51
	小計	28,914,074,168	29.28
投資証券	英国	9,657,147,490	9.78
	カナダ	17,645,346,415	17.87
	オランダ	10,446,160,616	10.58
	ベルギー	2,047,028,008	2.07
	フランス	16,474,876,745	16.68
	ドイツ	410,645,016	0.42
	香港	3,868,460,079	3.92
	ニュージーランド	1,527,162,079	1.55
	小計	62,076,826,447	62.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7,773,372,769	7.87
合計(純資産総額)		98,764,273,384	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年5月7日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	104,899,056,549	7,397.99	77,604,243,710	8,118.00	85,157,054,106	56.20
2	DIAM US・リート・オープン・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	73,304,970,439	6,831.24	50,076,352,535	8,576.00	62,866,342,648	41.49

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

(注3) 投資有価証券は2銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成21年5月7日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.68
合計	97.68

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

DIAM US・リート・オープン・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成21年5月7日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	投資証券	米国	1,431,643	2,970.21	4,252,279,507	3,152.53	4,513,303,806	6.25
2	FEDERAL REALTY INVS TRUST	投資証券	米国	694,228	6,049.18	4,199,511,152	5,663.91	3,932,044,078	5.45
3	VENTAS INC	投資証券	米国	1,379,722	2,698.10	3,722,623,056	2,831.95	3,907,309,789	5.41
4	HIGHWOODS PROPERTIES INC	投資証券	米国	1,577,157	2,475.83	3,904,765,772	2,360.46	3,722,808,442	5.16
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	米国	974,610	2,977.94	2,902,328,693	3,785.80	3,689,681,657	5.11
6	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	投資証券	米国	7,667,284	510.96	3,917,638,630	476.43	3,652,933,317	5.06
7	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	投資証券	米国	953,655	4,154.79	3,962,238,600	3,743.39	3,569,900,683	4.95
8	ESSEX PROPERTY TRUST INC	投資証券	米国	503,175	8,082.15	4,066,735,146	6,673.98	3,358,181,094	4.65
9	SL GREEN	投資証券	米国	1,590,170	2,441.27	3,882,030,333	2,076.37	3,301,784,463	4.57
10	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	投資証券	米国	1,433,264	2,312.12	3,313,880,653	2,248.01	3,221,985,498	4.46
11	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	米国	543,983	3,681.07	2,002,440,807	5,409.42	2,942,631,214	4.08
12	AMB PROPERTY CORP	投資証券	米国	1,338,606	2,051.63	2,746,326,271	1,946.17	2,605,151,091	3.61
13	HOST HOTELS & RESORTS INC	投資証券	米国	2,613,540	629.60	1,645,486,781	931.16	2,433,628,088	3.37
14	UDR INC	投資証券	米国	2,280,234	1,329.61	3,031,811,371	1,052.49	2,399,920,746	3.32
15	TAUBMAN CENTERS INC	投資証券	米国	934,520	2,067.88	1,932,479,437	2,541.95	2,375,505,731	3.29
16	VORNADO REALTY TRUST	投資証券	米国	425,629	6,026.54	2,565,069,817	5,312.75	2,261,260,640	3.13
17	CBL & ASSOCIATES	投資証券	米国	2,758,340	519.05	1,431,706,654	720.07	1,986,203,400	2.75
18	DOUGLAS EMMETT INC	投資証券	米国	2,039,610	1,141.65	2,328,517,156	915.38	1,867,016,570	2.59
19	REGENCY	投資証券	米国	474,246	3,907.83	1,853,272,349	3,668.42	1,739,734,270	2.41

平成21年5月7日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
20	COUSINS PROPERTIES INC	投資証券	米国	1,812,306	1,307.90	2,370,313,161	784.19	1,421,188,618	1.97
21	KIMCO REALTY	投資証券	米国	1,174,750	1,586.84	1,864,140,695	1,192.56	1,400,957,041	1.94
22	DIGITAL REALTY 8.5%	投資証券	米国	163,769	1,578.24	258,466,787	1,948.14	319,044,940	0.44
23	VORNADO REALTY TRUST PFD 6.75	投資証券	米国	175,000	1,548.65	271,013,400	1,736.06	303,811,200	0.42
24	SL GREEN REALTY PFD 7.625	投資証券	米国	207,340	880.86	182,636,517	1,367.15	283,464,964	0.39
25	COGDELL SPENCER INC	投資証券	米国	425,800	848.49	361,285,325	590.85	251,585,463	0.35
26	KILROY REALTY CORP	投資証券	米国	114,500	2,400.51	274,858,728	2,174.03	248,925,931	0.34

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資有価証券は26銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成21年5月7日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	85.48
合計	85.48

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成21年5月7日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	UNIBAIL-RODAMCO	投資証券	フランス	548,510	13,330.56	7,311,945,466	15,991.83	8,771,675,931	8.88
2	WESTFIELD GROUP	投資信託受益証券	オーストラリア	9,417,216	969.79	9,132,723,425	788.17	7,422,401,978	7.52
3	CAPITAMALL TRUST	投資信託受益証券	シンガポール	52,309,850	76.37	3,994,773,913	89.06	4,658,547,849	4.72
4	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	投資証券	カナダ	1,852,965	1,937.25	3,589,665,283	2,498.79	4,630,166,521	4.69
5	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	投資証券	カナダ	3,302,000	1,182.30	3,903,967,478	1,140.11	3,764,639,588	3.81
6	KLEPIERRE	投資証券	フランス	1,548,620	2,114.34	3,274,309,211	2,384.20	3,692,219,804	3.74
7	ASCENDAS REAL ESTATE INVT	投資信託受益証券	シンガポール	37,937,000	77.70	2,947,690,595	95.08	3,607,171,358	3.65
8	WERELDHAVE NV	投資証券	オランダ	443,051	8,405.57	3,724,095,832	7,041.25	3,119,632,854	3.16
9	LINK REIT/THE	投資証券	香港	15,431,500	186.21	2,873,462,236	197.32	3,044,866,423	3.08
10	CFS RETAIL PROPERTY	投資信託受益証券	オーストラリア	23,904,151	133.12	3,182,057,352	114.28	2,731,802,233	2.77
11	STOCKLAND	投資信託受益証券	オーストラリア	11,683,867	297.13	3,471,649,601	231.51	2,704,957,754	2.74
12	DEXUS PROPERTY GROUP	投資信託受益証券	オーストラリア	51,985,894	62.79	3,264,395,969	51.24	2,663,879,375	2.70
13	VASTNED RETAIL	投資証券	オランダ	554,004	3,818.65	2,115,547,375	4,637.40	2,569,138,150	2.60
14	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES	投資証券	オランダ	810,441	3,259.28	2,641,454,142	3,073.26	2,490,695,908	2.52

平成21年5月7日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
15	SEGRE PLC	投資証券	英国	62,218,013	42.24	2,628,354,731	39.49	2,457,172,876	2.49
16	BRITISH LAND CO PLC	投資証券	英国	3,224,228	597.31	1,925,870,936	699.99	2,256,939,964	2.29
17	ALLIED PROPERTIES REIT	投資証券	カナダ	1,906,700	975.83	1,860,621,358	1,181.46	2,252,689,782	2.28
18	HAMMERSON PLC	投資証券	英国	4,421,772	428.77	1,895,930,826	502.98	2,224,046,299	2.25
19	LAND SECURITIES GROUP PLC	投資証券	英国	2,502,968	1,006.75	2,519,875,472	877.04	2,195,206,934	2.22
20	CANADIAN REAL ESTATE INV TRUST	投資証券	カナダ	1,287,500	1,877.68	2,417,509,781	1,680.20	2,163,263,809	2.19
21	BEFIMMO	投資証券	ベルギー	184,837	8,862.15	1,638,053,220	8,908.00	1,646,527,996	1.67
22	PRIMARIS RETAIL REIT	投資証券	カナダ	1,662,658	843.90	1,403,117,086	970.49	1,613,584,649	1.63
23	GOODMAN PROPERTY TRUST	投資証券	ニュージーランド	32,176,793	61.35	1,974,136,346	47.46	1,527,162,079	1.55
24	ING OFFICE FUND	投資信託受益証券	オーストラリア	45,022,216	61.18	2,754,323,877	33.55	1,510,367,033	1.53
25	GECINA SA	投資証券	フランス	208,167	5,727.32	1,192,239,022	6,812.00	1,418,033,604	1.44
26	CORIO NV	投資証券	オランダ	292,818	4,340.77	1,271,054,772	4,746.79	1,389,944,090	1.41
27	FONCIERE DES REGIONS	投資証券	フランス	211,570	5,318.60	1,125,256,202	5,923.17	1,253,164,019	1.27
28	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	投資信託受益証券	シンガポール	33,851,000	20.82	704,705,514	31.14	1,053,998,276	1.07
29	SOCIETE TOUR EIFFEL	投資証券	フランス	282,000	4,277.15	1,206,156,300	3,733.50	1,052,847,000	1.07
30	CANADIAN APT PPTYS REIT	投資証券	カナダ	972,200	1,102.07	1,071,428,628	1,048.12	1,018,985,958	1.03

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成21年5月7日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	29.28
投資証券	62.85
合計	92.13

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(平成21年5月7日)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第1特定期間	第1期末(平成16年7月9日現在)	12,129	12,176	1.0449	1.0489
	第2期末(平成16年8月9日現在)	17,551	17,618	1.0620	1.0660
	第3期末(平成16年9月9日現在)	22,674	22,757	1.0976	1.1016
	第4期末(平成16年10月12日現在)	23,984	24,069	1.1283	1.1323
第2特定期間	第5期末(平成16年11月9日現在)	23,016	23,096	1.1473	1.1513
	第6期末(平成16年12月9日現在)	17,912	20,031	1.0483	1.1723
	第7期末(平成17年1月11日現在)	22,388	22,484	1.0443	1.0488
	第8期末(平成17年2月9日現在)	27,797	27,916	1.0533	1.0578
	第9期末(平成17年3月9日現在)	32,367	32,505	1.0543	1.0588
	第10期末(平成17年4月11日現在)	36,913	37,072	1.0439	1.0484
第3特定期間	第11期末(平成17年5月9日現在)	38,723	38,890	1.0388	1.0433
	第12期末(平成17年6月9日現在)	44,221	47,164	1.0445	1.1140
	第13期末(平成17年7月11日現在)	61,335	61,583	1.1117	1.1162
	第14期末(平成17年8月9日現在)	72,033	72,329	1.0959	1.1004
	第15期末(平成17年9月9日現在)	83,058	83,389	1.1288	1.1333
	第16期末(平成17年10月11日現在)	86,325	86,676	1.1074	1.1119

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第4特定期間	第17期末（平成17年11月9日現在）	94,501	94,880	1.1221	1.1266
	第18期末（平成17年12月9日現在）	95,000	108,069	1.0504	1.1949
	第19期末（平成18年1月10日現在）	121,128	121,650	1.0434	1.0479
	第20期末（平成18年2月9日現在）	136,841	137,413	1.0782	1.0827
	第21期末（平成18年3月9日現在）	152,876	153,488	1.1235	1.1280
	第22期末（平成18年4月10日現在）	169,350	170,017	1.1433	1.1478
第5特定期間	第23期末（平成18年5月9日現在）	173,365	174,082	1.0874	1.0919
	第24期末（平成18年6月9日現在）	179,878	182,354	1.0535	1.0680
	第25期末（平成18年7月10日現在）	195,293	196,101	1.0881	1.0926
	第26期末（平成18年8月9日現在）	209,221	210,045	1.1424	1.1469
	第27期末（平成18年9月11日現在）	219,265	220,103	1.1777	1.1822
	第28期末（平成18年10月10日現在）	240,625	241,490	1.2513	1.2558
第6特定期間	第29期末（平成18年11月9日現在）	250,117	251,019	1.2478	1.2523
	第30期末（平成18年12月11日現在）	229,768	274,904	1.0920	1.3065
	第31期末（平成19年1月9日現在）	331,948	333,292	1.1114	1.1159
	第32期末（平成19年2月9日現在）	437,145	438,718	1.2508	1.2553
	第33期末（平成19年3月9日現在）	432,450	434,162	1.1363	1.1408
	第34期末（平成19年4月9日現在）	481,052	482,882	1.1828	1.1873
第7特定期間	第35期末（平成19年5月9日現在）	495,709	497,598	1.1813	1.1858
	第36期末（平成19年6月11日現在）	477,734	505,898	1.0941	1.1586
	第37期末（平成19年7月9日現在）	529,180	531,352	1.0962	1.1007
	第38期末（平成19年8月9日現在）	494,218	496,434	1.0039	1.0084
	第39期末（平成19年9月10日現在）	453,402	455,626	0.9176	0.9221
	第40期末（平成19年10月9日現在）	513,842	516,058	1.0434	1.0479
第8特定期間	第41期末（平成19年11月9日現在）	450,222	452,423	0.9205	0.9250
	第42期末（平成19年12月10日現在）	432,482	434,660	0.8939	0.8984
	第43期末（平成20年1月9日現在）	356,502	358,646	0.7482	0.7527
	第44期末（平成20年2月12日現在）	334,271	336,362	0.7192	0.7237
	第45期末（平成20年3月10日現在）	312,727	314,809	0.6760	0.6805
	第46期末（平成20年4月9日現在）	337,178	339,245	0.7341	0.7386
第9特定期間	第47期末（平成20年5月9日現在）	344,230	346,289	0.7521	0.7566
	第48期末（平成20年6月9日現在）	334,827	336,881	0.7336	0.7381
	第49期末（平成20年7月9日現在）	302,188	304,233	0.6650	0.6695
	第50期末（平成20年8月11日現在）	307,067	309,090	0.6830	0.6875
	第51期末（平成20年9月9日現在）	293,529	295,536	0.6584	0.6629
	第52期末（平成20年10月9日現在）	199,855	201,829	0.4554	0.4599

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第10特定期間	第53期末（平成20年11月10日現在）	161,411	163,367	0.3714	0.3759
	第54期末（平成20年12月9日現在）	135,319	137,283	0.3100	0.3145
	第55期末（平成21年1月9日現在）	141,448	143,417	0.3233	0.3278
	第56期末（平成21年2月9日現在）	122,567	124,556	0.2773	0.2818
	第57期末（平成21年3月9日現在）	99,395	101,408	0.2223	0.2268
	第58期末（平成21年4月9日現在）	126,011	128,085	0.2734	0.2779
	平成20年5月末	343,383	-	0.7518	-
	6月末	307,942	-	0.6763	-
	7月末	305,512	-	0.6768	-
	8月末	300,816	-	0.6725	-
	9月末	256,134	-	0.5804	-
	10月末	159,721	-	0.3677	-
	11月末	137,579	-	0.3155	-
	12月末	136,112	-	0.3117	-
	平成21年1月末	123,475	-	0.2800	-
	2月末	113,196	-	0.2542	-
	3月末	112,966	-	0.2478	-
	4月末	143,091	-	0.3003	-
	5月7日	151,535	-	0.3162	-

【分配の推移】

		1口当たりの分配額（円）
第1特定期間	第1期	0.0040
	第2期	0.0040
	第3期	0.0040
	第4期	0.0040
第2特定期間	第5期	0.0040
	第6期	0.1240
	第7期	0.0045
	第8期	0.0045
	第9期	0.0045
	第10期	0.0045
第3特定期間	第11期	0.0045
	第12期	0.0695
	第13期	0.0045
	第14期	0.0045
	第15期	0.0045
	第16期	0.0045

		1口当たりの分配額(円)
第4特定期間	第17期	0.0045
	第18期	0.1445
	第19期	0.0045
	第20期	0.0045
	第21期	0.0045
	第22期	0.0045
第5特定期間	第23期	0.0045
	第24期	0.0145
	第25期	0.0045
	第26期	0.0045
	第27期	0.0045
	第28期	0.0045
第6特定期間	第29期	0.0045
	第30期	0.2145
	第31期	0.0045
	第32期	0.0045
	第33期	0.0045
	第34期	0.0045
第7特定期間	第35期	0.0045
	第36期	0.0645
	第37期	0.0045
	第38期	0.0045
	第39期	0.0045
	第40期	0.0045
第8特定期間	第41期	0.0045
	第42期	0.0045
	第43期	0.0045
	第44期	0.0045
	第45期	0.0045
	第46期	0.0045
第9特定期間	第47期	0.0045
	第48期	0.0045
	第49期	0.0045
	第50期	0.0045
	第51期	0.0045
	第52期	0.0045
第10特定期間	第53期	0.0045
	第54期	0.0045
	第55期	0.0045
	第56期	0.0045
	第57期	0.0045

		1口当たりの分配額(円)
	第58期	0.0045

【収益率の推移】

		収益率(%)
第1特定期間	第1期	4.89
	第2期	2.02
	第3期	3.73
	第4期	3.16
第2特定期間	第5期	2.04
	第6期	2.18
	第7期	0.05
	第8期	1.29
	第9期	0.52
	第10期	0.56
第3特定期間	第11期	0.06
	第12期	7.24
	第13期	6.86
	第14期	1.02
	第15期	3.41
	第16期	1.50
第4特定期間	第17期	1.73
	第18期	6.49
	第19期	0.24
	第20期	3.77
	第21期	4.62
	第22期	2.16
第5特定期間	第23期	4.50
	第24期	1.78
	第25期	3.71
	第26期	5.40
	第27期	3.48
	第28期	6.63
第6特定期間	第29期	0.08
	第30期	4.70
	第31期	2.19
	第32期	12.95
	第33期	8.79
	第34期	4.49
第7特定期間	第35期	0.25
	第36期	1.92
	第37期	0.60
	第38期	8.01

		収益率 (%)
	第39期	8.15
	第40期	14.20
第8特定期間	第41期	11.35
	第42期	2.40
	第43期	15.80
	第44期	3.27
	第45期	5.38
	第46期	9.26
第9特定期間	第47期	3.06
	第48期	1.86
	第49期	8.74
	第50期	3.38
	第51期	2.94
	第52期	30.15
第10特定期間	第53期	17.46
	第54期	15.32
	第55期	5.74
	第56期	12.84
	第57期	18.21
	第58期	25.01

(注) 収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

(原目論見書 53頁)

第2【財務ハイライト情報】

- (1) 当財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」(以下「財務諸表」という。)より抜粋しております。
- (2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成20年4月10日から平成20年10月9日まで)及び当特定期間(平成20年10月10日から平成21年4月9日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。
その監査報告書は、当該財務諸表に添付しております。

1【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成20年10月9日現在	当期 平成21年4月9日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,056,659,843	4,104,483,342
親投資信託受益証券	197,864,228,537	124,180,596,245
流動資産合計	202,920,888,380	128,285,079,587
資産合計	202,920,888,380	128,285,079,587
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,974,643,674	2,070,084,911
未払解約金	720,145,753	38,630,957
未払受託者報酬	18,722,564	8,340,348
未払委託者報酬	351,048,618	156,382,197
その他未払費用	1,170,147	521,258
流動負債合計	3,065,730,756	2,273,959,671
負債合計	3,065,730,756	2,273,959,671
純資産の部		
元本等		
元本	438,809,705,453	460,875,738,200
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	*3 △238,954,547,829	*3 △334,864,618,284
(分配準備積立金)	1,762,271,383	—
元本等合計	199,855,157,624	126,011,119,916
純資産合計	199,855,157,624	126,011,119,916
負債純資産合計	202,920,888,380	128,285,079,587

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 至	平成20年4月10日 平成20年10月9日	自 至	平成20年10月10日 平成21年4月9日
営業収益				
受取利息		7,095,924		2,982,387
有価証券売買等損益		△109,269,007,569		△66,083,632,292
営業収益合計		△109,261,911,645		△66,080,649,905
営業費用				
受託者報酬		131,345,974		55,695,217
委託者報酬	*1	2,462,740,793	*1	1,044,289,010
その他費用		8,444,933		3,480,865
営業費用合計		2,602,531,700		1,103,465,092
営業損失(△)		△111,864,443,345		△67,184,114,997
経常損失(△)		△111,864,443,345		△67,184,114,997
当期純損失(△)		△111,864,443,345		△67,184,114,997
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△828,727,431		△483,652,012
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△122,139,758,653		△238,954,547,829
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,114,520,315		9,815,937,863
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		9,114,520,315		9,815,937,863
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,733,129,572		27,065,947,945
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,733,129,572		27,065,947,945
分配金	*2	12,160,464,005	*2	11,959,597,388
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△238,954,547,829		△334,864,618,284

3【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	当期 自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評価に あたっては、親投資信託受益証券の 基準価額に基づいて評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成20年10月9日現在	当期 平成21年4月9日現在
*1 期首元本額	459,318,382,239円	438,809,705,453円
期中追加設定元本額	9,082,697,585円	37,701,058,701円
期中解約元本額	29,591,374,371円	15,635,025,954円
*2 特定期間末日における受益権 の総数	438,809,705,453口	460,875,738,200口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 238,954,547,829円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 334,864,618,284円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	当期 自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
*1 当ファンドの主要投資対象で あるD I A M U S・リート・オ ープン・マザーファンド及びD I A M インターナショナル・リ ート・インカム・オープン・マザ ーファンドにおいて、信託財産の運 用の指図に関わる権限を委託する 為に要する費用	747,811,954円	323,249,275円

区分	前期	当期
	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
*2 分配金の計算過程	<p>(平成20年4月10日から平成20年5月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,890,704,993円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,478,349,488円)及び分配準備積立金(7,734,805,671円)より分配対象収益は74,103,860,152円(1万口当たり1,619.18円)であり、うち2,058,874,793円(1万口当たり44.98円)を分配金額としております。外国所得税控除額606,635円が含まれた分配金額は2,059,481,428円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。(以下、各期間において同じ。)</p> <p>(平成20年5月10日から平成20年6月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(262,618,053円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,335,874,274円)及び分配準備積立金(7,513,479,937円)より分配対象収益は72,111,972,264円(1万口当たり1,579.97円)であり、うち2,053,206,084円(1万口当たり44.98円)を分配金額としております。外国所得税控除額645,512円が含まれた分配金額は2,053,851,596円(1万口当たり45円)となります。</p>	<p>(平成20年10月10日から平成20年11月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(441,105,199円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(61,351,560,466円)及び分配準備積立金(1,734,478,311円)より分配対象収益は63,527,143,976円(1万口当たり1,461.55円)であり、うち1,955,900,644円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額38,487円が含まれた分配金額は1,955,939,131円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。(以下、各期間において同じ。)</p> <p>(平成20年11月11日から平成20年12月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(404,857,434円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(61,615,921,055円)及び分配準備積立金(218,888,698円)より分配対象収益は62,239,667,187円(1万口当たり1,425.86円)であり、うち1,964,157,329円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額108,657円が含まれた分配金額は1,964,265,986円(1万口当たり45円)となります。</p>

区分	前期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	当期 自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
	<p>(平成20年6月10日から平成20年7月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,454,854,757円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,080,789,951円)及び分配準備積立金(5,673,483,604円)より分配対象収益は72,209,128,312円(1万口当たり1,589.13円)であり、うち2,044,751,490円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額10,502円が含まれた分配金額は2,044,761,992円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成20年7月10日から平成20年8月11日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(914,979,600円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(63,423,967,387円)及び分配準備積立金(5,998,833,651円)より分配対象収益は70,337,780,638円(1万口当たり1,564.51円)であり、うち2,022,843,254円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額273,845円が含まれた分配金額は2,023,117,099円(1万口当たり45円)となります。</p>	<p>(平成20年12月10日から平成21年1月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,137,552,763円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(60,426,038,992円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は61,563,591,755円(1万口当たり1,406.97円)であり、うち1,968,428,544円(1万口当たり44.98円)を分配金額としております。外国所得税控除額593,062円が含まれた分配金額は1,969,021,606円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成21年1月10日から平成21年2月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(555,866,223円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(60,193,671,689円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は60,749,537,912円(1万口当たり1,374.64円)であり、うち1,988,563,359円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額120,138円が含まれた分配金額は1,988,683,497円(1万口当たり45円)となります。</p>

区分	前期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	当期 自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
	<p>(平成20年8月12日から平成20年9月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(216,175,814円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(62,906,451,171円)及び分配準備積立金(4,838,040,301円)より分配対象収益は67,960,667,286円(1万口当たり1,524.38円)であり、うち2,006,144,710円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額54,649円が含まれた分配金額は2,006,199,359円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成20年9月10日から平成20年10月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(744,272,367円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(61,925,588,602円)及び分配準備積立金(2,992,642,690円)より分配対象収益は65,662,503,659円(1万口当たり1,496.37円)であり、うち1,974,643,674円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成21年2月10日から平成21年3月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(30,129,687円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(59,465,598,513円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は59,495,728,200円(1万口当たり1,330.36円)であり、うち2,012,462,601円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>(平成21年3月10日から平成21年4月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,164,081,187円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(59,250,725,638円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は60,414,806,825円(1万口当たり1,310.86円)であり、うち2,070,084,911円(1万口当たり44.91円)を分配金額としております。外国所得税控除額3,855,910円が含まれた分配金額は2,073,940,821円(1万口当たり45円)となります。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日		当期 自平成20年10月10日 至平成21年4月9日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	197,864,228,537	86,267,433,151	124,180,596,245	25,334,782,560
合計	197,864,228,537	86,267,433,151	124,180,596,245	25,334,782,560

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 平成20年10月9日現在	当期 平成21年4月9日現在
	1口当たり純資産額	0.4554円
(1万口当たり純資産額)	(4,554円)	(2,734円)

DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）
＜愛称：世界家主倶楽部＞

投資信託説明書（請求目論見書）

（訂正事項分）

2009年7月

DIAMアセットマネジメント株式会社

1. 「DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）＜愛称：世界家主倶楽部＞」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成21年1月9日に関東財務局長に提出しており、平成21年1月10日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成21年2月17日、平成21年3月31日および平成21年7月9日に関東財務局長に提出しております。
2. 「DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）＜愛称：世界家主倶楽部＞」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けませんが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

1. 投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

「DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）＜愛称：世界家主倶楽部＞」投資信託説明書（請求目論見書）2009年1月（以下「原目論見書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項が生じたので、これを以下の文言に訂正いたします。

2. 訂正箇所および訂正事項

「第4 ファンドの経理状況」および「第5 設定及び解約の実績」は、変更後の内容を記載し、その他の訂正箇所には_____を付しています。

（次頁以降）

(原目論見書表紙裏)

(略)

発行者：D I A Mアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 中島敬雄
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(略)

(原目論見書7頁)

【ファンドの詳細情報】

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成20年4月10日から平成20年10月9日まで)及び当特定期間(平成20年10月10日から平成21年4月9日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成20年11月19日

DIAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

蛭木貴司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）の平成20年4月10日から平成20年10月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）の平成20年10月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

DIAMアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

佐々木 貴司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）の平成20年10月10日から平成21年4月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM ワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）の平成21年4月9日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【D I AMワールド・リート・インカム・オープン（毎月決算コース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成20年10月9日現在	当期 平成21年4月9日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,056,659,843	4,104,483,342
親投資信託受益証券	197,864,228,537	124,180,596,245
流動資産合計	202,920,888,380	128,285,079,587
資産合計	202,920,888,380	128,285,079,587
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,974,643,674	2,070,084,911
未払解約金	720,145,753	38,630,957
未払受託者報酬	18,722,564	8,340,348
未払委託者報酬	351,048,618	156,382,197
その他未払費用	1,170,147	521,258
流動負債合計	3,065,730,756	2,273,959,671
負債合計	3,065,730,756	2,273,959,671
純資産の部		
元本等		
元本	438,809,705,453	460,875,738,200
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	*3 △238,954,547,829	*3 △334,864,618,284
（分配準備積立金）	1,762,271,383	—
元本等合計	199,855,157,624	126,011,119,916
純資産合計	199,855,157,624	126,011,119,916
負債純資産合計	202,920,888,380	128,285,079,587

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 至	平成20年4月10日 平成20年10月9日	自 至	平成20年10月10日 平成21年4月9日
営業収益				
受取利息		7,095,924		2,982,387
有価証券売買等損益		△109,269,007,569		△66,083,632,292
営業収益合計		△109,261,911,645		△66,080,649,905
営業費用				
受託者報酬		131,345,974		55,695,217
委託者報酬	*1	2,462,740,793	*1	1,044,289,010
その他費用		8,444,933		3,480,865
営業費用合計		2,602,531,700		1,103,465,092
営業損失(△)		△111,864,443,345		△67,184,114,997
経常損失(△)		△111,864,443,345		△67,184,114,997
当期純損失(△)		△111,864,443,345		△67,184,114,997
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		△828,727,431		△483,652,012
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△122,139,758,653		△238,954,547,829
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,114,520,315		9,815,937,863
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		9,114,520,315		9,815,937,863
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,733,129,572		27,065,947,945
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,733,129,572		27,065,947,945
分配金	*2	12,160,464,005	*2	11,959,597,388
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△238,954,547,829		△334,864,618,284

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	当期 自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評価に あたっては、親投資信託受益証券の 基準価額に基づいて評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成20年10月9日現在	当期 平成21年4月9日現在
*1 期首元本額	459,318,382,239円	438,809,705,453円
期中追加設定元本額	9,082,697,585円	37,701,058,701円
期中解約元本額	29,591,374,371円	15,635,025,954円
*2 特定期間末日における受益権 の総数	438,809,705,453口	460,875,738,200口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 238,954,547,829円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 334,864,618,284円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	当期 自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
*1 当ファンドの主要投資対象で あるD I A M U S・リート・オ ープン・マザーファンド及びD I A M インターナショナル・リ ート・インカム・オープン・マザ ーファンドにおいて、信託財産の運 用の指図に関わる権限を委託する 為に要する費用	747,811,954円	323,249,275円

区分	前期	当期
	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
*2 分配金の計算過程	<p>(平成20年4月10日から平成20年5月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,890,704,993円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,478,349,488円)及び分配準備積立金(7,734,805,671円)より分配対象収益は74,103,860,152円(1万口当たり1,619.18円)であり、うち2,058,874,793円(1万口当たり44.98円)を分配金額としております。外国所得税控除額606,635円が含まれた分配金額は2,059,481,428円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。(以下、各期間において同じ。)</p> <p>(平成20年5月10日から平成20年6月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(262,618,053円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,335,874,274円)及び分配準備積立金(7,513,479,937円)より分配対象収益は72,111,972,264円(1万口当たり1,579.97円)であり、うち2,053,206,084円(1万口当たり44.98円)を分配金額としております。外国所得税控除額645,512円が含まれた分配金額は2,053,851,596円(1万口当たり45円)となります。</p>	<p>(平成20年10月10日から平成20年11月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(441,105,199円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(61,351,560,466円)及び分配準備積立金(1,734,478,311円)より分配対象収益は63,527,143,976円(1万口当たり1,461.55円)であり、うち1,955,900,644円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額38,487円が含まれた分配金額は1,955,939,131円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。(以下、各期間において同じ。)</p> <p>(平成20年11月11日から平成20年12月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(404,857,434円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(61,615,921,055円)及び分配準備積立金(218,888,698円)より分配対象収益は62,239,667,187円(1万口当たり1,425.86円)であり、うち1,964,157,329円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額108,657円が含まれた分配金額は1,964,265,986円(1万口当たり45円)となります。</p>

区分	前期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	当期 自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
	<p>(平成20年6月10日から平成20年7月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,454,854,757円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,080,789,951円)及び分配準備積立金(5,673,483,604円)より分配対象収益は72,209,128,312円(1万口当たり1,589.13円)であり、うち2,044,751,490円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額10,502円が含まれた分配金額は2,044,761,992円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成20年7月10日から平成20年8月11日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(914,979,600円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(63,423,967,387円)及び分配準備積立金(5,998,833,651円)より分配対象収益は70,337,780,638円(1万口当たり1,564.51円)であり、うち2,022,843,254円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額273,845円が含まれた分配金額は2,023,117,099円(1万口当たり45円)となります。</p>	<p>(平成20年12月10日から平成21年1月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,137,552,763円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(60,426,038,992円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は61,563,591,755円(1万口当たり1,406.97円)であり、うち1,968,428,544円(1万口当たり44.98円)を分配金額としております。外国所得税控除額593,062円が含まれた分配金額は1,969,021,606円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成21年1月10日から平成21年2月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(555,866,223円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(60,193,671,689円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は60,749,537,912円(1万口当たり1,374.64円)であり、うち1,988,563,359円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額120,138円が含まれた分配金額は1,988,683,497円(1万口当たり45円)となります。</p>

区分	前期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	当期 自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
	<p>(平成20年8月12日から平成20年9月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(216,175,814円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(62,906,451,171円)及び分配準備積立金(4,838,040,301円)より分配対象収益は67,960,667,286円(1万口当たり1,524.38円)であり、うち2,006,144,710円(1万口当たり44.99円)を分配金額としております。外国所得税控除額54,649円が含まれた分配金額は2,006,199,359円(1万口当たり45円)となります。</p> <p>(平成20年9月10日から平成20年10月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(744,272,367円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(61,925,588,602円)及び分配準備積立金(2,992,642,690円)より分配対象収益は65,662,503,659円(1万口当たり1,496.37円)であり、うち1,974,643,674円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成21年2月10日から平成21年3月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(30,129,687円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(59,465,598,513円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は59,495,728,200円(1万口当たり1,330.36円)であり、うち2,012,462,601円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>(平成21年3月10日から平成21年4月9日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,164,081,187円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(59,250,725,638円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は60,414,806,825円(1万口当たり1,310.86円)であり、うち2,070,084,911円(1万口当たり44.91円)を分配金額としております。外国所得税控除額3,855,910円が含まれた分配金額は2,073,940,821円(1万口当たり45円)となります。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 自平成20年4月10日 至平成20年10月9日		当期 自平成20年10月10日 至平成21年4月9日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	197,864,228,537	86,267,433,151	124,180,596,245	25,334,782,560
合計	197,864,228,537	86,267,433,151	124,180,596,245	25,334,782,560

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 平成20年10月9日現在	当期 平成21年4月9日現在
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4554円 (4,554円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	D I A M U S ・ リート ・ オープン ・ マザーファンド	71,425,308,830	48,576,352,535	
親投資信託受益証券	D I A M インターナショナル ・ リート ・ インカム ・ オープン ・ マザーファン ド	102,250,802,963	75,604,243,710	
合 計		173,676,111,793	124,180,596,245	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「DIAM US・リート・オープン・マザーファンド」、「DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「DIAM US・リート・オープン・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成20年10月9日現在	平成21年4月9日現在
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		558,234,070	3,036,699,401
コール・ローン		1,625,713,418	2,650,361,801
投資証券		91,004,544,208	49,786,708,985
派生商品評価勘定		5,700,000	-
未収入金		2,446,372,887	436,243,997
未収配当金		637,424,701	604,505,544
流動資産合計		96,277,989,284	56,514,519,728
資産合計		96,277,989,284	56,514,519,728
負債の部			
流動負債			
未払解約金		2,000,000	-
流動負債合計		2,000,000	-
負債合計		2,000,000	-
純資産の部			
元本等			
元本		85,423,151,906	83,099,469,616
剰余金			
剰余金又は欠損金()	*3	10,852,837,378	26,584,949,888
元本等合計		96,275,989,284	56,514,519,728
純資産合計		96,275,989,284	56,514,519,728
負債純資産合計		96,277,989,284	56,514,519,728

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 (2)計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成19年12月11日から平成20年12月9日までとなっております。	(1)外貨建取引等の処理基準 同左 (2)計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成20年12月10日から平成21年12月9日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成20年10月9日現在	平成21年4月9日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額	105,731,666,096円	85,423,151,906円
同期中追加設定元本額	11,140,442円	3,201,706,594円
同期中解約元本額	20,319,654,632円	5,525,388,884円
同期末における元本の内訳		
世界6資産アクティブ・バランス・ファンド	225,562,677円	225,562,677円
D I A M世界6資産バランスファンド	634,960,886円	847,712,553円
D I A Mグローバル・アクティブ・バランスファンド	1,734,703,891円	1,989,045,850円
D I A M資産形成ファンド(隔月決算型)	14,821,587円	14,821,587円
D I A M資産形成ファンド(1年決算型)	3,383,405円	4,700,241円
D I A M ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)	75,567,129,251円	71,425,308,830円
D I A M世界インカム・オープン(毎月決算コース)	3,675,316,220円	4,736,394,306円
D I A Mワールド・リート・オープン(ラップ向け)	18,497,796円	3,627,143円
D I A M ワールドREITアクティブファンド(毎月決算型)	2,497,440,506円	2,368,575,782円
D I A M世界3資産オープン(毎月決算型)	929,091,576円	1,315,344,940円
D I A Mインカム3資産ファンド(毎月決算型)	118,876,824円	164,316,096円
D I A M ワールドREITアクティブファンド<DC年金>	3,367,287円	4,059,611円
(合計)	85,423,151,906円	83,099,469,616円
*2 本有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	85,423,151,906口	83,099,469,616口
*3 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は26,584,949,888円であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日		自平成20年10月10日 至平成21年4月9日	
種 類	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
投資証券	91,004,544,208	36,663,320,959	49,786,708,985	15,928,801,623
合計	91,004,544,208	36,663,320,959	49,786,708,985	15,928,801,623

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款、社団法人投資信託協会の定めた諸規則及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行われております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用管理部門がコンプライアンス担当者の承認を得て行っております。また、運用部門から独立した部署が投資信託約款および関連法令等に基づき管理しており、定期的に経営層に報告しております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものでは	同左

区分	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
	ありません。	

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

平成20年10月9日現在					
区分	種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,004,700,000	-	999,000,000	5,700,000
合 計		1,004,700,000	-	999,000,000	5,700,000

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日にもっとも近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

(平成21年4月9日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成20年10月9日現在	平成21年4月9日現在
1口当たり純資産額	1.1270円	0.6801円
(1万口当たり純資産額)	(11,270円)	(6,801円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	953,655.00	32,433,806.550	
	SL GREEN	1,590,170.00	17,285,147.900	
	AMB PROPERTY CORP	1,338,606.00	21,149,974.800	
	CBL & ASSOCIATES	3,139,200.00	9,668,736.000	
	COUSINS PROPERTIES INC	1,737,306.00	12,717,079.920	
	LASALLE HOTEL PROPERTIES	2,024,500.00	12,551,900.000	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	503,175.00	32,042,184.000	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	694,228.00	33,781,134.480	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	1,577,157.00	32,726,007.750	
	KIMCO REALTY	1,174,750.00	10,502,265.000	
	KILROY REALTY CORP	114,500.00	1,929,325.000	
	DIGITAL REALTY 8.5%	163,769.00	3,013,349.600	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	2,613,540.00	12,152,961.000	
	REGENCY	474,246.00	14,815,445.040	
	UDR INC	2,280,234.00	19,062,756.240	
	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	1,431,643.00	37,408,831.590	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	543,983.00	20,089,292.190	
	TAUBMAN CENTERS INC	934,520.00	16,232,612.400	
	VENTAS INC	1,379,722.00	33,458,258.500	
	VORNADO REALTY TRUST	425,629.00	15,182,186.430	
	SL GREEN REALTY PFD 7.625	207,340.00	2,007,051.200	
	VORNADO REALTY TRUST PFD 6.75	175,000.00	2,661,750.000	
	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	1,455,264.00	26,544,015.360	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	974,610.00	33,770,236.500	
	COGDELL SPENCER INC	425,800.00	2,094,936.000	
	DOUGLAS EMMETT INC	2,039,610.00	16,724,802.000	
	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	7,667,284.00	26,758,821.160	
米ドル小計	銘柄数 : 27	38,039,441.00	498,764,866.610	
	組入時価比率 : 88.10%		(49,786,708,985)	
	合計時価比率 : 100.00%			
合計			49,786,708,985	
			(49,786,708,985)	

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 27銘柄	88.10%	100.00%

(注) 「組入時価比率」は小計金額の純資産に対する比率、「合計金額に対する比率」は小計金額の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「DIAM インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成20年10月9日現在	平成21年4月9日現在
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		2,426,036,437	1,513,917,848
コール・ローン		2,081,308,105	3,446,857,367
投資信託受益証券		42,202,194,528	26,640,072,199
投資証券		79,150,063,618	56,039,091,652
未収入金		1,142,037,383	31,261,961
未収配当金		313,253,586	642,458,069
流動資産合計		127,314,893,657	88,313,659,096
資産合計		127,314,893,657	88,313,659,096
負債の部			
流動負債			
未払金		-	21,637,999
未払解約金		2,500,000	-
流動負債合計		2,500,000	21,637,999
負債合計		2,500,000	21,637,999
純資産の部			
元本等			
元本		120,797,853,920	119,410,950,033
剰余金			

科目	注記 番号	平成20年10月9日現在	平成21年4月9日現在
		金額(円)	金額(円)
剰余金又は欠損金()	*3	6,514,539,737	31,118,928,936
元本等合計		127,312,393,657	88,292,021,097
純資産合計		127,312,393,657	88,292,021,097
負債純資産合計		127,314,893,657	88,313,659,096

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 (2)計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成19年12月11日から平成20年12月9日までとなっております。	(1)外貨建取引等の処理基準 同左 (2)計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成20年12月10日から平成21年12月9日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成20年10月9日現在	平成21年4月9日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額	120,671,112,453円	120,797,853,920円
同期中追加設定元本額	5,264,853,815円	3,926,796,502円
同期中解約元本額	5,138,112,348円	5,313,700,389円
同期末における元本の内訳		
世界6資産アクティブ・バランス・ファンド	305,065,416円	305,065,416円
D I A M世界6資産バランスファンド	822,730,364円	1,279,684,146円
D I A Mグローバル・アクティブ・バランスファンド	2,402,206,100円	3,148,061,925円
D I A M資産形成ファンド(隔月決算型)	23,047,698円	25,864,600円
D I A M資産形成ファンド(1年決算型)	5,512,102円	6,999,870円
D I A M ワールド・リート・インカム・オープン(毎月決算コース)	106,936,212,043円	102,250,802,963円
D I A M世界インカム・オープン(毎月決算コース)	5,127,968,695円	6,952,789,191円
D I A Mワールド・リート・オープン(ラップ向け)	26,989,289円	4,883,782円
D I A M ワールドREITアクティブファンド(毎月決算型)	3,535,918,603円	3,367,942,393円
D I A M世界3資産オープン(毎月決算型)	1,412,554,215円	1,829,215,168円
D I A Mインカム3資産ファンド(毎月決算型)	194,340,907円	233,844,851円
D I A M ワールドREITアクティブファンド<DC年金>	5,308,488円	5,795,728円
(合計)	120,797,853,920円	119,410,950,033円
*2 本有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	120,797,853,920口	119,410,950,033口
*3 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は31,118,928,936円であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日		自平成20年10月10日 至平成21年4月9日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	42,202,194,528	26,018,518,246	26,640,072,199	4,073,316,894
投資証券	79,150,063,618	35,612,165,114	56,039,091,652	1,608,535,565
合計	121,352,258,146	61,630,683,360	82,679,163,851	5,681,852,459

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款、社団法人投資信託協会の定めた諸規則及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行われております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用管理部門がコンプライアンス担当者の承認を得て行っております。また、運用部門から独立した部署が投資信託約款および関連法令等に基づき管理しており、定期的に経営層に報告しております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引の	同左

区分	自平成20年4月10日 至平成20年10月9日	自平成20年10月10日 至平成21年4月9日
	スクの大きさを示すものではありません。	

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成20年10月9日現在	平成21年4月9日現在
1口当たり純資産額	1.0539円	0.7394円
(1万口当たり純資産額)	(10,539円)	(7,394円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	CAPITAMALL TRUST	52,309,850.00	66,433,509.500	
	ASCENDAS REAL ESTATE INVT	37,937,000.00	51,973,690.000	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	33,851,000.00	14,217,420.000	
	PARKWAY LIFE REIT	5,980,000.00	4,305,600.000	
シンガポール・ドル 小計	銘柄数 : 4	130,077,850.00	136,930,219.500	
	組入時価比率 : 10.21%		(9,018,224,256)	
	合計時価比率 : 10.91%			
	COMMONWEALTH PROPERTY OFFICE	14,753,000.00	12,023,695.000	
	CHALLENGER WINE TRUST	10,837,674.00	3,251,302.200	
	MIRVAC GROUP	3,174,077.00	2,983,632.380	
	ING OFFICE FUND	45,022,216.00	18,008,886.400	
	ASPEN GROUP	3,126,017.00	1,156,626.290	
	CFS RETAIL PROPERTY	23,904,151.00	37,768,558.580	
	STOCKLAND	11,683,867.00	38,323,083.760	
	THAKRAL HOLDINGS GROUP	4,555,022.00	1,207,080.830	
	WESTFIELD GROUP	9,417,216.00	94,643,020.800	

種類	銘柄	口数	評価額	備考
	DEXUS PROPERTY GROUP	51,985,894.00	39,249,349.970	
オーストラリアドル小計	銘柄数 : 10	178,459,134.00	248,615,236.210	
	組入時価比率 : 19.96%		(17,621,847,943)	
	合計時価比率 : 21.31%			
投資信託受益証券計			26,640,072,199	
			(26,640,072,199)	
投資証券	BRITISH LAND CO PLC	3,224,228.00	13,493,394.180	
	BRIXTON PLC	1,757,578.00	404,242.940	
	HAMMERSON PLC	4,421,772.00	12,491,505.900	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	2,502,968.00	12,915,314.880	
	SEGRO PLC	62,218,013.00	12,256,948.560	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	570,000.00	1,470,600.000	
	LOCAL SHOPPING REIT PLC	2,197,085.00	988,688.250	
英ポンド小計	銘柄数 : 7	76,891,644.00	54,020,694.710	
	組入時価比率 : 8.97%		(7,918,893,638)	
	合計時価比率 : 9.58%			
	CANADIAN APT PPTYS REIT	912,700.00	11,180,575.000	
	CHARTWELL SENIOR HSG REIT	909,341.00	4,092,034.500	
	CANADIAN REAL ESTATE INV TRUST	1,287,500.00	26,084,750.000	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	3,302,000.00	42,926,000.000	
	ALLIED PROPERTIES REIT	1,783,700.00	22,920,545.000	
	PRIMARIS RETAIL REIT	1,662,658.00	16,127,782.600	
	NORTHERN PROPERTY RE INV TR	288,700.00	4,803,968.000	
	INNVEST REAL ESTATE INVT TR	1,032,200.00	3,395,938.000	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	1,852,965.00	50,771,241.000	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,100,100.00	6,600,600.000	
	CROMBIE REAL ESTATE INV	754,061.00	5,240,723.950	
カナダドル小計	銘柄数 : 11	14,885,925.00	194,144,158.050	
	組入時価比率 : 17.71%		(15,640,253,373)	
	合計時価比率 : 18.92%			
	BEFIMMO	184,837.00	12,180,758.300	
	COFINIMMO SA	34,960.00	3,076,480.000	
	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	590,338.00	2,715,554.800	
	GECINA SA	208,167.00	7,783,364.130	
	AFFINE	181,021.00	1,683,495.300	
	SOCIETE TOUR EIFFEL	282,000.00	5,597,700.000	
	UNIBAIL-RODAMCO	548,510.00	60,939,461.000	
	KLEPIERRE	1,548,620.00	24,925,038.900	
	FONCIERE DES REGIONS	211,570.00	8,939,890.350	

種類	銘柄	口数	評価額	備考
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES	810,441.00	17,432,585.910	
	VASTNED OFFICES/INDUSTRIAL	708,227.00	6,196,986.250	
	VASTNED RETAIL	554,004.00	18,802,895.760	
	CORIO NV	292,818.00	10,160,784.600	
	WERELDHAVE NV	443,052.00	23,470,679.700	
ユーロ小計	銘柄数 : 14	6,598,565.00	203,905,675.000	
	組入時価比率 : 30.53%		(26,956,330,235)	
	合計時価比率 : 32.60%			
	LINK REIT/THE	14,931,500.00	230,542,360.000	
	PROSPERITY REIT	15,490,328.00	14,560,908.320	
	CHAMPION REIT	35,874,800.00	69,597,112.000	
香港ドル小計	銘柄数 : 3	66,296,628.00	314,700,380.320	
	組入時価比率 : 4.59%		(4,053,340,899)	
	合計時価比率 : 4.90%			
	GOODMAN PROPERTY TRUST	32,176,793.00	25,419,666.470	
ニュージーランドドル小計	銘柄数 : 1	32,176,793.00	25,419,666.470	
	組入時価比率 : 1.67%		(1,470,273,509)	
	合計時価比率 : 1.78%			
投資証券計			56,039,091,652	
			(56,039,091,652)	
合計			82,679,163,851	
			(82,679,163,851)	

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
英ポンド	投資証券 7銘柄	8.97%	9.58%
カナダドル	投資証券 11銘柄	17.71%	18.92%
ユーロ	投資証券 14銘柄	30.53%	32.60%
香港ドル	投資証券 3銘柄	4.59%	4.90%
シンガポール・ドル	投資信託受益証券 4銘柄	10.21%	10.91%
オーストラリアドル	投資信託受益証券 10銘柄	19.96%	21.31%
ニュージーランドドル	投資証券 1銘柄	1.67%	1.78%

(注) 「組入時価比率」は小計金額の純資産に対する比率、「合計金額に対する比率」は小計金額の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年5月7日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	151,723,394,151円
負債総額	187,832,108円
純資産総額(-)	151,535,562,043円
発行済数量	479,208,477,927口
1口当たり純資産額(/)	0.3162円

(参考) マザーファンドの現況

D I A M U S・リート・オープン・マザーファンド

平成21年5月7日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	72,191,836,322円
負債総額	1,100,000円
純資産総額(-)	72,190,736,322円
発行済数量	84,177,925,429口
1口当たり純資産額(/)	0.8576円

D I A M インターナショナル・リート・インカム・オープン・マザーファンド

平成21年5月7日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	98,766,339,035円
負債総額	2,065,651円
純資産総額(-)	98,764,273,384円
発行済数量	121,658,432,584口
1口当たり純資産額(/)	0.8118円

第 5 【 設定及び解約の実績 】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

		設定口数	解約口数
第1特定期間	第1期	11,702,777,212	94,460,000
	第2期	5,200,853,422	282,390,000
	第3期	4,812,221,914	681,379,149
	第4期	2,621,610,885	2,021,989,546
第2特定期間	第5期	1,530,218,674	2,725,461,398
	第6期	1,036,619,349	4,011,150,618
	第7期	5,431,366,018	1,080,642,220
	第8期	5,674,420,337	720,892,144
	第9期	4,956,416,930	647,310,111
	第10期	5,151,289,354	492,238,270
第3特定期間	第11期	2,055,407,263	138,385,909
	第12期	5,782,399,172	721,886,881
	第13期	13,954,108,624	1,119,318,007
	第14期	11,592,122,570	1,033,973,826
	第15期	9,370,172,801	1,518,619,608
	第16期	5,337,484,618	966,916,940
第4特定期間	第17期	7,113,850,860	847,633,988
	第18期	7,446,913,126	1,226,791,739
	第19期	27,147,925,747	1,500,941,279
	第20期	12,541,076,288	1,712,079,277
	第21期	10,184,133,761	1,028,166,445
	第22期	13,400,813,054	1,342,152,250
第5特定期間	第23期	12,257,881,438	959,508,109
	第24期	13,061,070,305	1,750,217,773
	第25期	10,425,087,279	1,675,895,429
	第26期	6,833,295,582	3,174,847,488
	第27期	7,168,453,773	4,137,750,571
	第28期	9,644,149,417	3,519,865,212
第6特定期間	第29期	11,942,550,660	3,805,024,124
	第30期	13,410,051,709	3,428,803,927
	第31期	89,565,557,506	1,309,182,708
	第32期	52,439,243,796	1,612,433,329
	第33期	35,889,506,768	4,821,016,320
	第34期	28,216,330,799	2,080,985,623
第7特定期間	第35期	15,382,572,573	2,455,695,920
	第36期	21,705,545,123	4,678,557,916
	第37期	51,222,292,410	5,146,253,161
	第38期	20,596,759,025	11,018,483,950

		設定口数	解約口数
	第39期	7,703,588,950	5,903,587,923
	第40期	3,275,128,899	4,930,198,997
第8特定期間	第41期	3,453,068,609	6,825,203,108
	第42期	3,276,675,149	8,527,966,295
	第43期	1,836,275,811	9,168,998,032
	第44期	2,105,772,296	13,857,546,828
	第45期	1,735,851,628	3,873,100,979
	第46期	1,614,057,997	4,910,683,915
第9特定期間	第47期	1,425,648,025	3,081,490,579
	第48期	1,971,277,783	3,222,351,679
	第49期	1,930,386,246	3,950,298,059
	第50期	1,533,711,436	6,343,687,732
	第51期	1,113,282,515	4,872,780,268
	第52期	1,108,391,580	8,120,766,054
第10特定期間	第53期	2,780,979,993	6,937,545,064
	第54期	3,428,321,466	1,577,909,242
	第55期	3,533,369,971	2,476,565,594
	第56期	6,128,707,285	1,759,398,167
	第57期	7,041,940,410	1,757,695,046
	第58期	14,787,739,576	1,125,912,841

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。